

次世代への想いをカタチに

—人生100年時代に向けて—

相 続
読 とくほん 本

ご不明な点等ございましたらSMBC信託銀行へお気軽にご相談ください。

⚠️ ご注意ください

〈本資料に関してご留意いただきたい点〉

- 本資料は作成日時点の税制・法令に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取扱を記載しております。諸条件により本資料の内容とは異なる取扱がなされる場合がありますのでご注意ください。
- 対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

本資料の税務監修
税理士法人山田&パートナーズ

PRO-OTH0006DKTE2412(2024年12月現在)

あなたと一緒に、 これからのこと。

「人生100年時代」を迎え、わたしたちを取り巻く環境やこれからの生き方も大きく変わりがつつあります。自分らしい充実した人生を送るためには、変化に対応した計画を立て、できることから準備していくことが大切です。

SMBC信託銀行では、大切なご資産を有意義に使いたい、そして次世代へ承継したい方への「相続読本」をご用意しました。

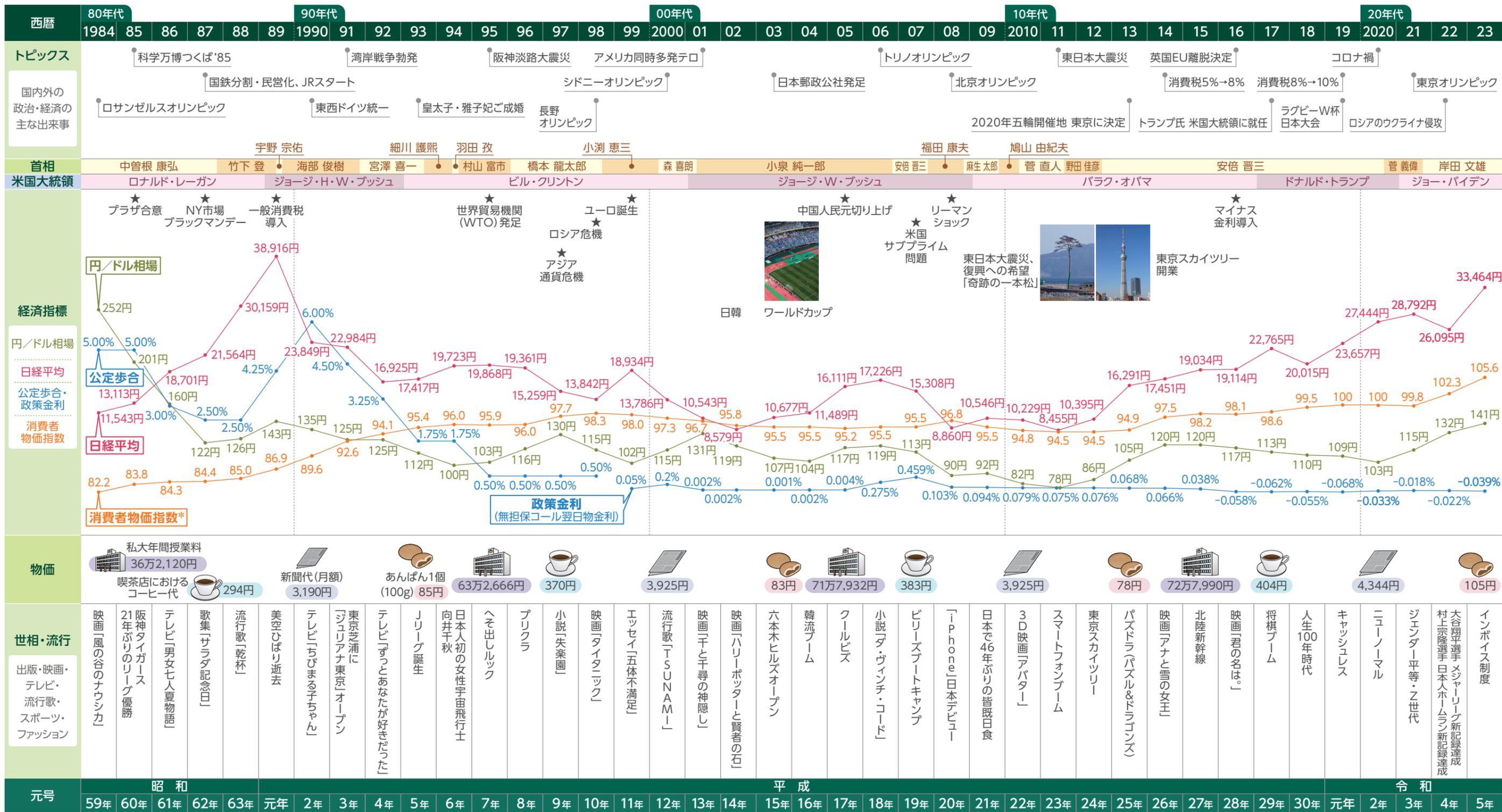
Contents

	あなたと一緒に、これからのこと。……………	1
 これからを考える	これまでの振り返り……………	3
	お客様の想い……………	5
	現状を把握する……………	9
 計画を立てる	対策を考える……………	11
	のこすお金……………	15
	おさめるお金……………	17
	おくるお金……………	19
	非課税制度の活用……………	21
 対策を検討する	テラーメイドの資産継承プラン……………	23
	海外資産相続のポイント……………	25
 くわしく知る	相続税について……………	27
	相続のお手続について……………	31
	贈与税について……………	33
	生命保険の税務……………	35
	相続税・贈与税の税額と税率……………	39
	ご留意いただきたい点……………	41

○本資料は2024年4月1日現在の法令・税制に基づいて作成しております。内容につきましては、税理士法人山田&パートナーズの税務監修の下、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取扱いを記載しております。そのため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご注意ください。

○対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

これまでを振り返ってみませんか



上記の出所・算出方法はP.42をご参照ください。*2020年を基準値100とした総合指数

相続をお考えの場合、どのような「思い」をお持ちですか

思い1 家や土地等の資産を円滑にのこしたい

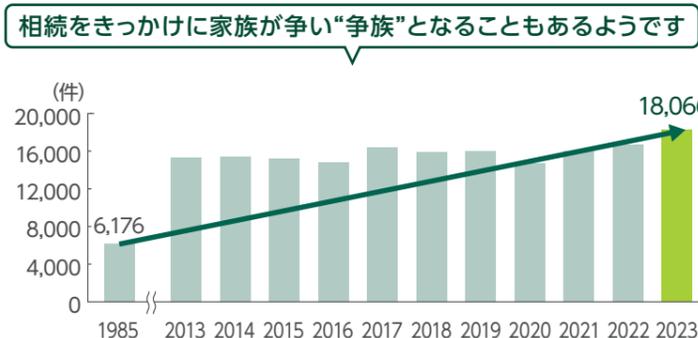
同居している長男に自宅をのこすつもりですが、離れて暮らしている他の兄弟たちと、もめたりしないか心配です。



家族がいつまでも円満であるためには？

相続で家族が争うことを「争族」と呼ぶことがあります。「まさかわが家には関係ない」と思われるかもしれませんが、相続に関連した裁判所への申立件数は毎年2万件弱となっています。遺産分割について早めに考えてみてはいかがでしょうか。

DATA① 遺産分割に関する調停・審判件数の推移



思い2 納税資金の準備や手続きで負担をかけたくない

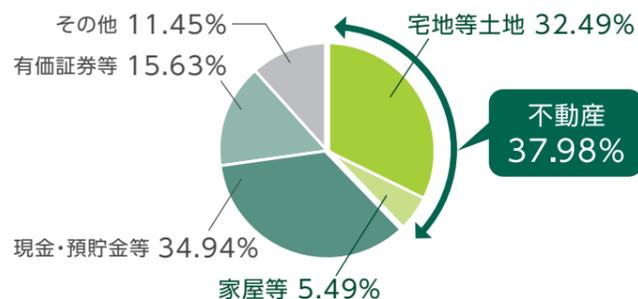
賃貸物件等を所有していると、金融資産だけの場合に比べて納税や手続きが大変と聞いたけど、うちは大丈夫かな。



資産の多くが不動産であったら？

相続税の課税対象となる財産のうち、不動産の割合は約4割になりますが、すぐには現金化できませんし、分割しづらい場合が多いため、遺産分割のネックとなるケースもあります。納税資金の準備も含めて、相続財産の円満な分割への備えが必要です。

DATA② 相続財産種類別内訳



思い3 なるべく子どもたちに負担をかけたくない

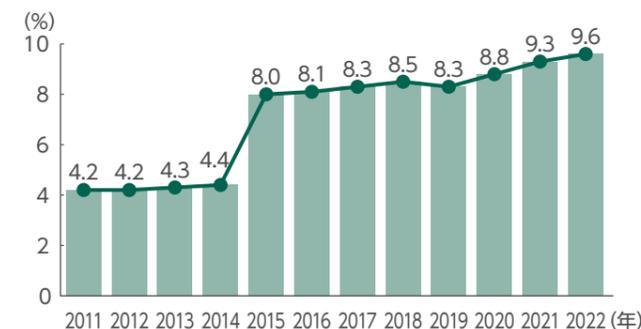
相続の際どれくらいの税金がかかるかわかりません。できることなら負担はあまりかけたくないとは思っているのですが。



生命保険等の活用を検討されていますか？

2015年1月に相続税の基礎控除額が引き下げられたことにより、相続税課税対象者の割合が大幅に増加しています。相続対策として、生命保険等の非課税枠を活用できる財産等、評価上有利な財産にかえていくことも考え方のひとつです。

DATA③ 課税対象となる被相続人の割合



思い4 生前に財産をわたして家族を応援したい

いずれ子どもたちにわたるお金なので、今わたす方が喜んでくれるのかな。



生前に財産をわたすには？

財産を引き継ぐ方法には大きく分けて「相続」と「贈与」があります。ご本人がご健在のうちに、お子さま等にお金が必要な場合や、ご本人が生前贈与の非課税枠を利用したい場合等には、生前贈与を活用するのも考え方のひとつです(ただし、遺留分の考慮が必要です)。

DATA④ 課税状況の累年比較(暦年課税分)



出所 <DATA①>最高裁判所「令和5年度司法統計年報(家事事件編)」 <DATA②>国税庁「統計年報(令和4年度)」なお、上記数値は概算です。また、四捨五入によって、端数が合計と一致しないものがあります。 <DATA③>国税庁「令和4年分 相続税の申告事績の概要」

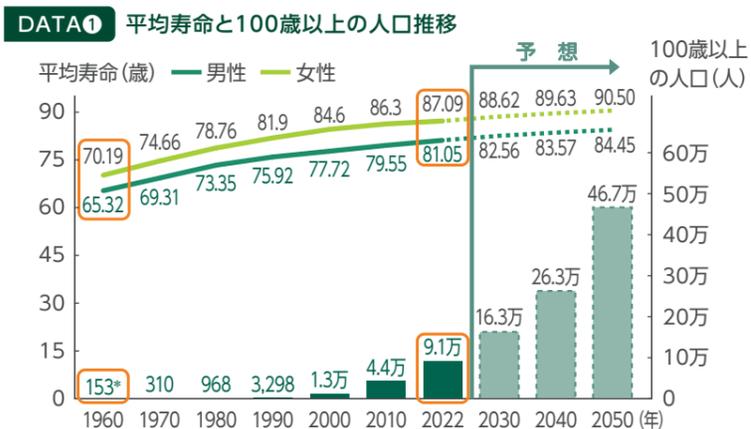
被相続人全体に占める課税対象となる被相続人の割合 <DATA④>国税庁「統計年報(令和4年度)」

人生100年時代に向けて、「想い」をカタチにしておくことも大切です

今、わたしたちは「人生100年時代」に向けて、豊かで健やかな長寿を迎えるために、しっかりとした備えをしておくとともに、元気なうちに、「想い」をカタチにしておくことも大切です。

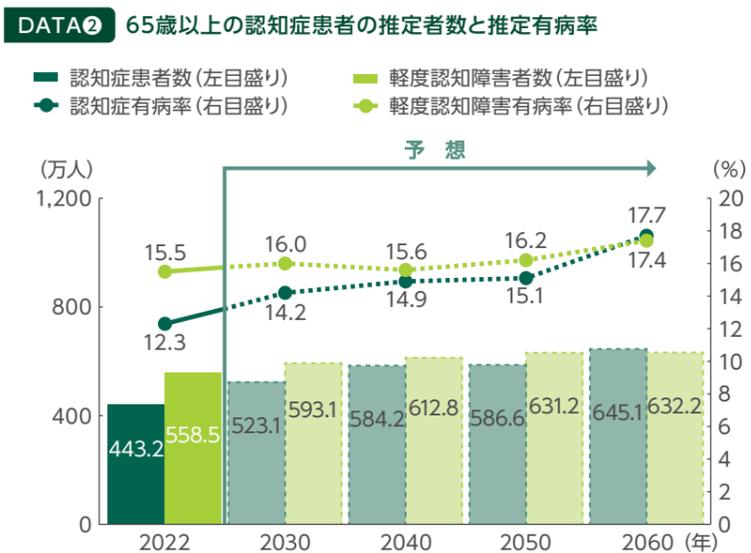
「人生100年時代」に向けて、長寿化は進んでいます

この60年あまりで、平均寿命は15年以上延び、100歳以上の人口も9万人まで増えています。長寿化は今後も進むことが予想され、人生を長期間楽しく生きるための準備を早いうちにはじめておきたいものです。



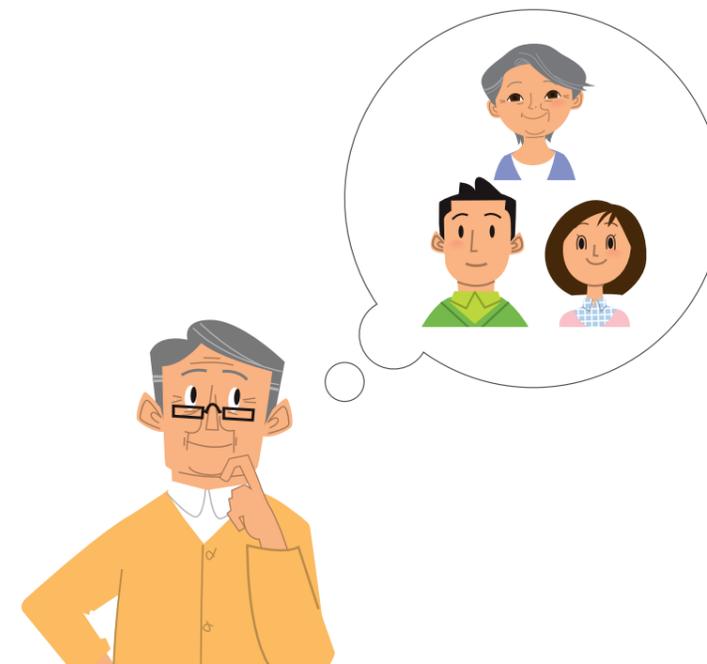
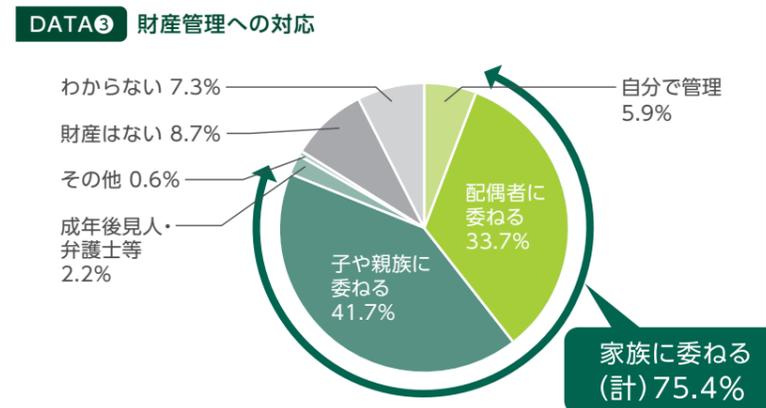
認知症になる方の増加が予想されています

長寿化にともない、認知症になる方の増加が予想されており、軽度認知障害を含めた人数は現状の約1,000万人からさらに増え続け、2050年には1,200万人を超えるといわれています。認知症は特別なものではなく、年齢とともに、誰にでも起こりえるものとして向き合うことで、正しい知識と理解が深まり、ご家族が笑顔で見守ることができるのではないのでしょうか。



財産管理はご家族に委ねるという方が多いようです

認知症をはじめ、加齢にともなう財産の管理や活用への不安が生じた場合、自分で管理するより、子や親族、配偶者といったご家族に財産管理を委ねるという方が多いようです。大切なご資産を「のこす」「引き継ぐ」カタチを準備しておくことも大切ではないでしょうか。



出所 〈DATA①〉2022年まで:平均寿命は厚生労働省「令和4年簡易生命表」、100歳以上の人口は国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2024)」*1963年の100歳以上の人口(100歳以上の人口は

1963年以降公表のため) 2023年以降:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」〈DATA②〉内閣府「令和6年版高齢社会白書(全体版)」より「認知症及び軽度認知障害の有病

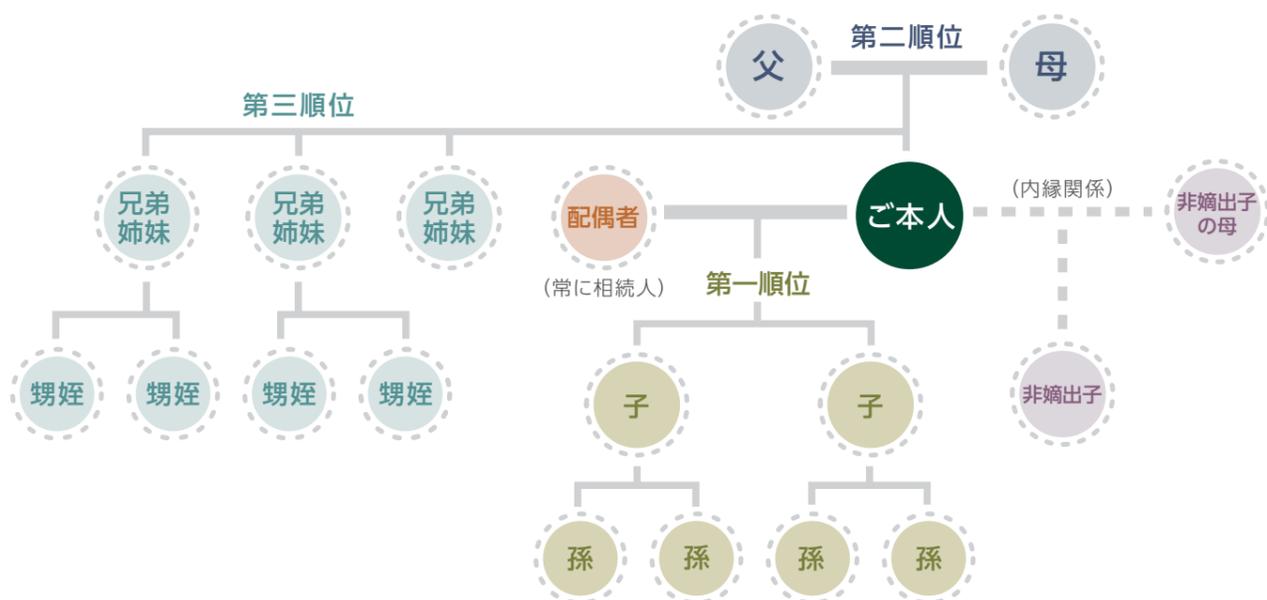
率調査並びに将来推計に関する研究」2030年以降は予想値 〈DATA③〉あります。内閣府「平成28年 高齢者の経済・生活環境に関する調査結果」なお、上記数値は概算です。また、四捨五入によって、端数が合計と一致しないものが

「想い」をカタチにするために、現状の把握からはじめましょう

財産をのこす方はどなたか、財産にはどのようなものがあるか、相続税はどのくらいかかるか、現状を把握し、確認することで、具体的な対策への道筋が見えてきます。

Step 1 推定相続人*1を確認しましょう

📝 お客さまの家系図を作成するためにご家族に○を付けましょう



📝 推定相続人の数とそれぞれの法定相続分、遺留分を記入しましょう

📖 ▶ 法定相続人の範囲と順位、法定相続分と遺留分についてはP.28へ

推定相続人の数	ご相続人		都道府県	法定相続分	遺留分	海外在住
	続柄	お名前				
人						○
						○
						○
						○
						○
						○
						○

*1 推定相続人とは、現状のまま相続が発生した場合に相続人になると推定される人をいいます。

Step 2 財産内容を確認しましょう

📝 お持ちの金融資産や不動産等の明細を書き出してみましょう

	種類	内容(取引金融機関・所在地等)	金額(万円)	引き継がせたいお相手	参考書類等
金融資産	預貯金				預金通帳 残高証明書
	上場株式・投資信託 ストックオプション等				取引残高報告書
保険	生命保険 (死亡保険金等)			受取人	保険証券
不動産	自宅				路線価図・ 固定資産税 課税明細書等*2
	その他不動産				
その他	その他財産 (未上場株式・出資金・ゴルフ会員権等)				会員証等
海外資産	海外に保有の資産				ステートメント・ Webの残高明細 コピー等
債務	借入金・ローン等				残高等の明細
相続財産(財産合計-債務合計)					B

*2 一般に不動産の概算評価の方法は右記のとおり 土地:路線価×面積、建物:固定資産税評価額

Step 3 課税遺産総額について確認してみましょう

1 基礎控除額の確認

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{推定相続人の数} \text{人} = \text{万円} \quad \text{①}$$

2 死亡保険金の非課税限度額の確認*3

$$500\text{万円} \times \text{推定相続人の数} \text{人} = \text{万円} \quad \text{②}$$

3 課税遺産の総額 非課税財産を除いた遺産額*4を算出

$$\text{遺産総額} \text{万円} \text{ (B)} - \text{保険金の非課税額} \text{万円} \text{ (2)} - \text{基礎控除額} \text{万円} \text{ (1)} = \text{万円}$$

📖 ▶ 相続税額についてはP.39~P.40へ

*3 死亡保険金の非課税限度額:一定の死亡保険に加入し、契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人である場合に適用されます。

*4 非課税財産を除いた遺産額の算出にあたっては、保険の非課税額のみを考慮した簡便な方法を使用しています。

※算出した各種金額は概算額となりますので、専門的な個別の税務の詳細および申告等につきましては、税理士等の専門家にご相談ください。

まず、全体資産を把握し、色分けを検討しましょう

「全体資産」の把握

まず、現在お持ちの資産を確認することで、今後、資産を目的別にどのように分けたいのか、「思い」の実現に向けた道筋が見えてきます。

ご自身の大切な資産について整理してみましょう

すべての金融機関の預貯金を把握されていますか？

お持ちの資産にチェック

- 円預金
- 社内預金
- 外貨預金

時価はどれくらいかご存じですか？

お持ちの資産にチェック

- 投資信託
- 株式
- 自社株
- 債券

保険の契約内容はご存じですか？

ご契約中の保険にチェック

- 死亡保険
- 医療保険
- 介護保険
- 子ども保険
- 個人年金保険

▶ 総金融資産については P.13 へ

総金融資産

万円

預貯金

株式・投資信託等

全体資産

万円

生命保険

不動産

万円

不動産をお持ちではないですか？

お持ちの資産にチェック

- 自宅
- 賃貸・アパート・ビル
- 駐車場・空き地
- 主宰法人の本社・工場
- 農地・生産緑地

「不動産」の色分け

現在お持ちの不動産を、換金しやすいか、収益が見込めるかといった観点から色分けすることで、相続や相続時の納税に向けた対策が立てやすくなります。

納税資金対策・相続対策の第一歩として、所有する不動産の今後の使いみちをご検討ください

高

換金性(流動性)

低

売却可能な不動産

納税資金等を確保するために、売却できる不動産をお持ちではありませんか

のこしたい不動産

条件の良い不動産や思い入れがある不動産はご家族にのこしておきたいものです

見直したい不動産

流動性も収益性も低い不動産は時間をかけて処分を検討しましょう

活用したい不動産

収益性が見込める不動産はさらなる有効活用を検討しましょう

低 ← 収益性・必要性 → 高

不動産					
No.	種類	所在地 面積(m ²)	所有名義(続柄・持分) 継承者	お借入先・内容	ご意向・お悩み・対策 家賃入金先等
例	アパート	東京都わかば区若草北1-2-3 土地 300m ² /建物 290m ²	若草二郎・一郎(本人1/2・兄1/2) 若草太郎(長男)	わかば銀行 アパートローン ●●●万円 1.2% 残り15年	木造 築15年 共同名義 家賃入金はわかば銀行

❗ 解決策 資産承継・不動産にかかわるサービスの活用もひとつの方法です

- 税理士による相続税額の試算**
相続税額の概算額を把握することが可能です。また、税理士の紹介も承ります。
- 不動産の承継対策に関するご提案**
お客様のニーズに応じて、税理士等と連携し、不動産の承継対策に関するご提案をさせていただきます。

対策例 ・納税資金対策 ・不動産管理会社の活用

- 不動産の活用に関するご提案**
建築資金に関する資金調達のサポートや、お客様のニーズに応じた不動産会社の紹介をさせていただきます。

お客さまのご資産の推定相続資産額や 税額の試算を行ってみてはいかがでしょうか

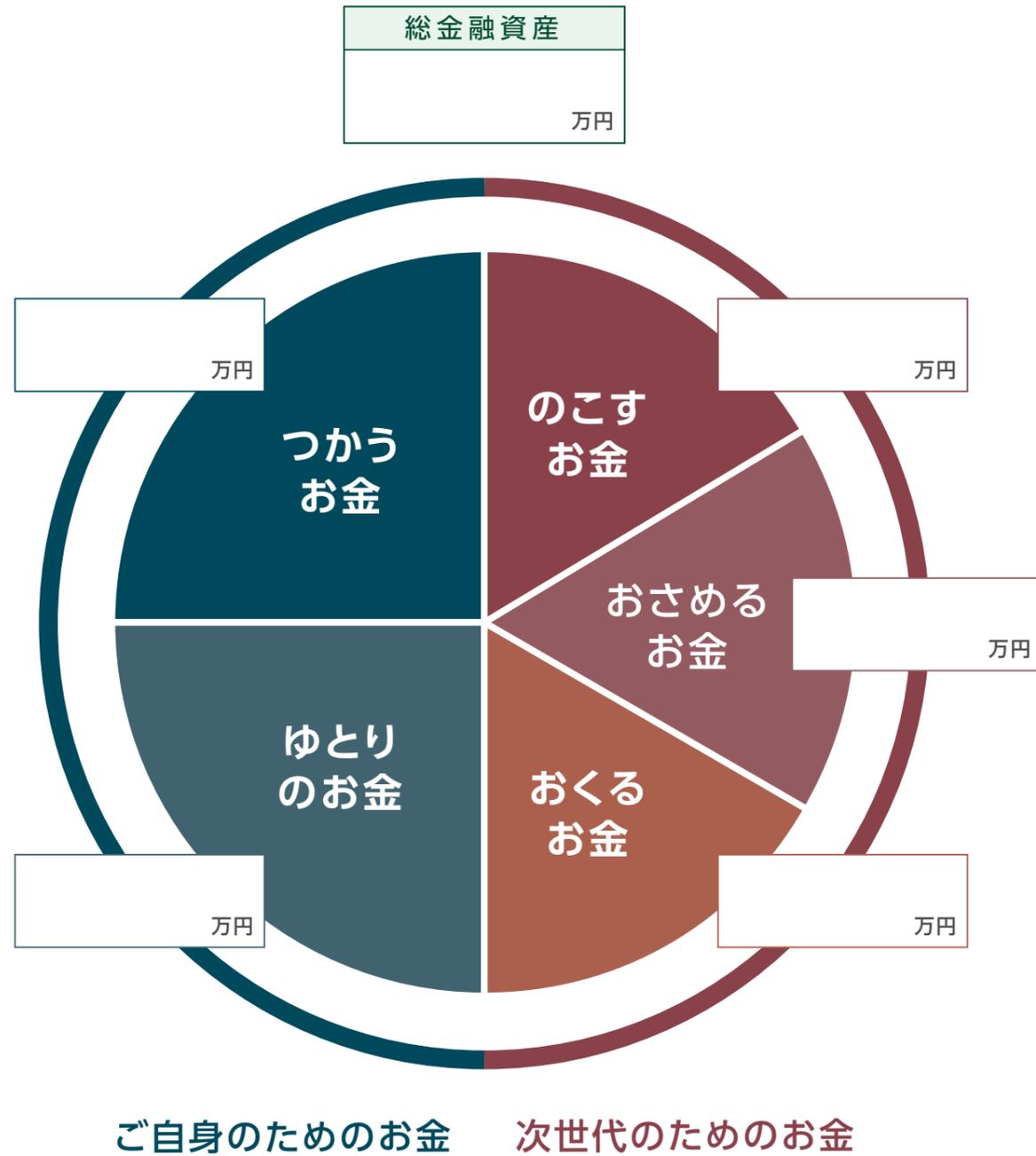
11

12

次世代への「想い」をカタチにする 方法を検討しておきましょう

金融資産を「5つのお金」に色分け

すべての金融資産を計画的に活用するために、使いみちごとにおおよその金額をご記入ください



「人生100年時代」に向けたご自身のためのお金

つかうお金とは

ご自身の今後の人生を楽しむための資金
旅行や趣味等の楽しみのためのお金やリフォーム資金等も確保しておきましょう



ゆとりのお金とは

何かあったときのための余裕資金
今後の人生計画とあわせて考えるとともに、介護等にも備えておきましょう



ご家族への「想い」を込めた次世代のためのお金

のこすお金とは

亡くなったあと相続でのこす資産(遺産)
「どなたに」「どのくらい」「どのような」資産をのこすのか、考えてみましょう



おさめるお金とは

相続時に相続人が負担する納税資金
生命保険のしくみの活用等効率的な納税資金準備を考えてみましょう



おくるお金とは

生前に贈与でわたす資産
生前贈与による計画的な財産の移転を考えてみましょう



「想い」を伝えるための手段

まずは始めることは

資産やお気持ちを明らかに
資産をリストアップし、整理して記録するとともに、
万一のときの、ご自身のお考えや想いを明らかにしておきましょう



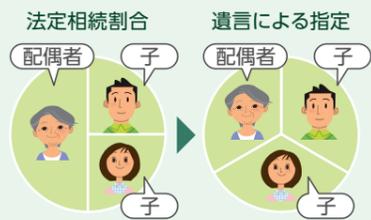
遺言で財産に名前を付けておく

遺言をのこしておくことで、遺産分割方法を指定できるほか、法定相続人以外の人に遺産の一部をのこすことができます。ただし、遺留分の考慮が必要です。▶遺留分についてはP.27～P.28へ
また、生命保険等を活用することで、お金の名前を付けて特定の方にのこすこともできます。

▶生命保険の活用についてはP.17～P.18へ

POINT 遺言でできることを確認しておきましょう

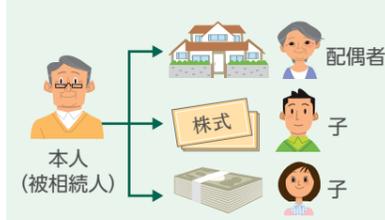
●法定相続割合と異なる内容の相続分を指定できる



法定相続割合
配偶者 子

遺言による指定
配偶者 子

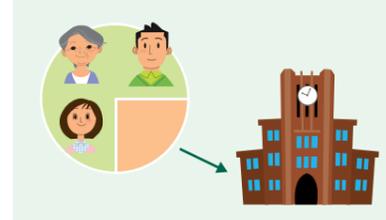
●遺産を各相続人にどのような形で配分するかその方法を定めることができる



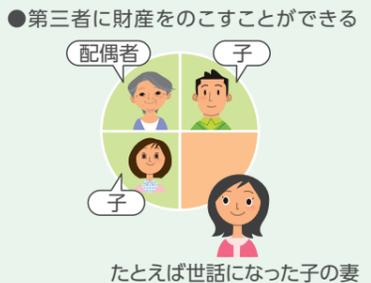
本人(被相続人)

株式 子 子

●公的機関や母校の学校法人等に財産を寄付することができる



●第三者に財産をのこすことができる



配偶者 子

子

たとえば世話になった子の妻

●遺言執行者を指定することができる



本人(被相続人)

遺言執行者

●家族への想いやメッセージ等を記載することができる



遺言書 付言

このような方に遺言書の作成をおすすめします。

- ・ご夫婦間に子がなく、相続人が配偶者と自分の兄弟姉妹の方
- ・法定相続分にとらわれず、ご自分の意思で財産を配分したい方
- ・法定相続人以外の人に財産をのこしたい方
- ・事業を営んでいる方
- ・財産を公共の役に立てたい方 等

(参考)遺言には、民法で定められた代表的な方式として、「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の2種類があります。

- 公正証書遺言
 - ・公証役場で証人2人以上の立ち会いのもとに、遺言の内容を公証人に口述し、公証人が遺言を作成します。
- 自筆証書遺言
 - ・遺言の全文と日付を自筆^{*1}し、署名捺印します。
 - ・遺言者ご逝去後、家庭裁判所の検認^{*2}手続きが必要です。

解説 ※1 自筆証書に財産目録を添付する場合、その財産目録については自筆する必要はありません。 ※2 検認とは、遺言書の内容や体裁を確認し、偽造や変造を防止するための検証手續のことで、一種の証拠保全の目的があります。公正証書以外の方式によって作成された遺言書は、原則

遺言信託のしくみ

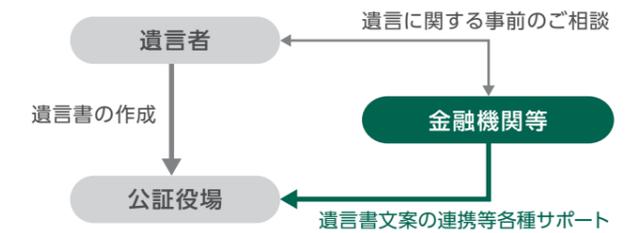
「誰にどのような財産をどういった配分で相続させるのか」ご本人さまの意思を明確に示すことにより、遺産分割がスムーズに行われ、トラブルの防止に役立ちます。金融機関等が遺言執行者として相続手續を行い、遺言に託したご意思を迅速かつ確実に実現します。



〈一般的な流れ〉

遺言書文案作成のお手伝い

遺言に関する事前のご相談をおうかがいした上で、公証役場にて遺言書を作成していただけます。



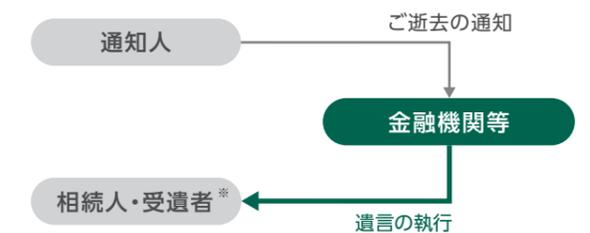
遺言書の保管

金融機関等にて遺言書を厳正に保管するとともに、遺言の内容や財産、推定相続人の異動等について、定期的にご照会します。



遺言の執行

遺言者ご逝去の通知を受けて、金融機関等が遺言執行者に就職し、遺言書に記載されている内容を確実に実現します。



※受遺者とは…遺言によって財産の遺贈を受ける人をいいます。

▶海外(特に米国)相続についてはP.25～P.26をご参照ください。

検認手續を受けなければなりません。 ※3 法務省令で定められた様式によって作成された自筆証書遺言は、法務局で保管することができます(有償)。法務局にて保管する場合、滅失・偽造・変造・隠匿等の心配がなくなります。また、法務局で保管された自筆証書遺言は、検認手續が不要となります。

生命保険のしくみを活用した効率的な納税資金準備

相続税は相続を開始した日の翌日から10ヵ月以内に現金で一括納付することが原則のため、納税資金の準備が必要になります。生命保険には、速やかに死亡保険金が受け取れる「換金性」や、特定の方にお金をのこせる、非課税枠が活用できる等の特徴があります。さらに、資産としての「安定性」と「成長性」も備えているため、納税資金準備に適した商品のひとつといえます。

生命保険のしくみを活用すると

速やかにお金を受け取れます

お金に名前を付けてのこせます

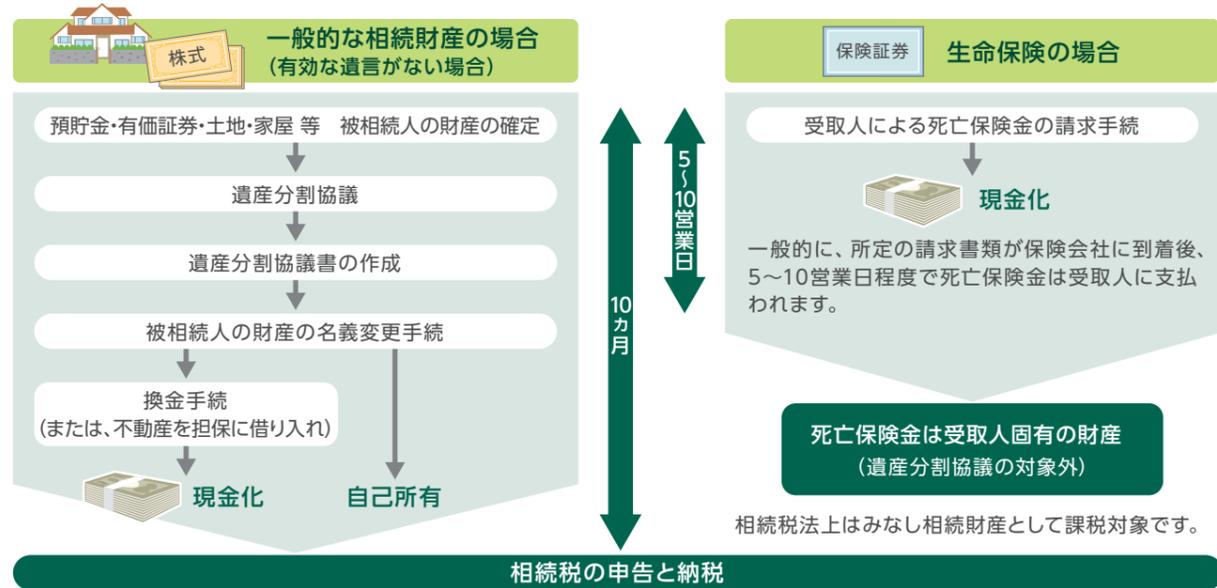
非課税枠を活用できます

POINT① 指定する特定の方に、名前を付けてお金をのこせます

死亡保険金は、あらかじめ指定した死亡保険金受取人の請求により5～10営業日で支払われます。加えて、受取人固有の財産となるため、原則として遺産分割協議を経ることなく受け取ることが可能です。

相続財産に生命保険金等がある人の割合は？
2022年1月～12月に相続を開始した、相続税の申告が必要な被相続人約18.9万人*のうち、申告財産の中に生命保険金等があった人は約5.8万人(約30%)です。

相続後の現金化スケジュール



POINT② 非課税枠を活用できます

死亡保険金は「500万円×法定相続人の数」まで非課税

例) 法定相続人が配偶者・子2人の合計3人で遺産総額1億円を法定相続分通りに分割した場合

●生命保険未加入の場合

$$\text{遺産総額 } 1 \text{ 億円} - \text{遺産にかかる基礎控除額 } 4,800 \text{ 万円}^{\ast 1} = \text{課税遺産総額 } 5,200 \text{ 万円}$$

相続税額 約315万円

●死亡保険金額1,500万円の生命保険に加入していた場合

$$\text{遺産総額 } 1 \text{ 億円} - \text{死亡保険金の非課税枠 } 1,500 \text{ 万円}^{\ast 2} - \text{遺産にかかる基礎控除額 } 4,800 \text{ 万円}^{\ast 1} = \text{課税遺産総額 } 3,700 \text{ 万円}$$

相続税額 約207万円

相続税額約108万円軽減

さらにこんな方法も ご夫婦ともに非課税枠活用でより大きな効果

財産 1億円 (5,000万円)

本人 (被相続人) 配偶者

長男 長女

〈前提条件①〉
ご主人さま、奥さまの順に相続が発生

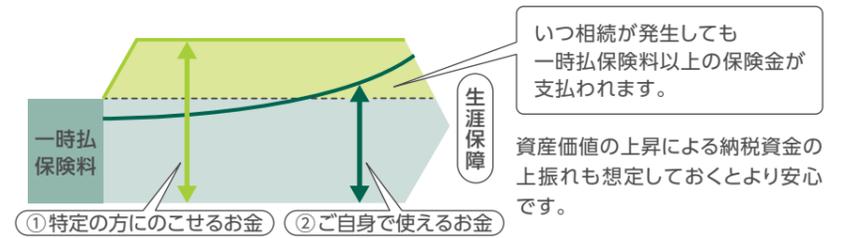
〈前提条件②〉
・法定相続分通りに遺産を取得
・死亡保険金は子2人が受取
・奥さまは死亡保険金1,000万円の生命保険加入

●相続税額

遺産総額	生命保険に未加入	非課税枠活用	効果額(軽減額)
一次相続 1億円	約315万円	約207万円	約▲108万円
二次相続 1億円	約770万円	約620万円	約▲150万円
合計	約1,085万円	約827万円	約▲258万円

解決策 納税資金対策を行うことで、ふやす効果も期待できます

払込保険料相当額以上の死亡保険金をのこすことができる終身保険もあります。



出所 <POINT①>相続財産に生命保険金等がある人の割合: 国税庁「統計年報(令和4年度)」, 国税庁「令和4年分 相続税の申告事績の概要」 ※被相続人全体約157万人のうち、相続税の申告が必要な被相続人は約18.9万人。<POINT②>死亡保険金の非課税枠: 契約者と被保険

者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合に適用されます。代襲相続人でない孫を法定相続人とする場合は2割加算の対象となります。 ※1 3,000万円+600万円×3名(法定相続人の数)=4,800万円 ※2 払込保険料と死亡保険金額は1,500万円の同額と仮定

生前贈与による計画的な財産の移転

非課税制度を活用して、生前贈与される方が増えています。わたしたい人に確実に承継される上に、そのご資産が有効に使われている姿も見届けることができます。

加えて、金額や期間等によっては、ご資産を減らすことで相続税額が減り、生前贈与に伴う贈与税額を考慮しても、結果的に次世代により多くのご資産を移転できる効果も期待できます。

POINT 生前贈与により、相続税の軽減が期待できます

子2人に生前贈与(暦年課税)を10年間行い、その後相続が発生したケースを見てみましょう。

〈前提条件〉 相続税額は、相続人2人が法定相続分通りに遺産を取得し、相続開始前7年^{*1}以内の贈与はなく、税額控除の適用はないと仮定した場合となります。他の所得にかかる税金等は考慮していません。

●贈与をしない場合



●子2人それぞれに毎年110万円を贈与したケース



●子2人それぞれに毎年310万円を贈与したケース(贈与税20万円^{*2}を納税するため、実質290万円の資金がのこります)



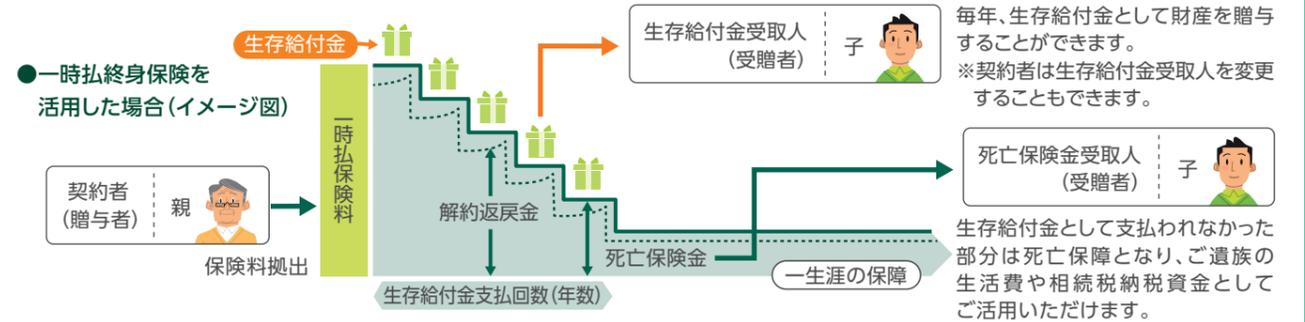
さらにこんな方法も 世代飛び越し効果

お孫さまへの贈与は、子世代を飛び越す「世代飛び越し贈与」のため、その贈与分については相続税の納税を1回減らすことができます(お孫さまが相続人とならない場合に限りです)。なお、相続人(受遺者等含む)以外への贈与は、一般に相続開始前7年^{*1}以内の贈与財産を相続財産に加算する必要はありません。

▶「贈与を行う際の注意事項」についてはP.34へ

❗ 解決策 生命保険を活用した暦年贈与例(生存給付金を贈与に活用する)

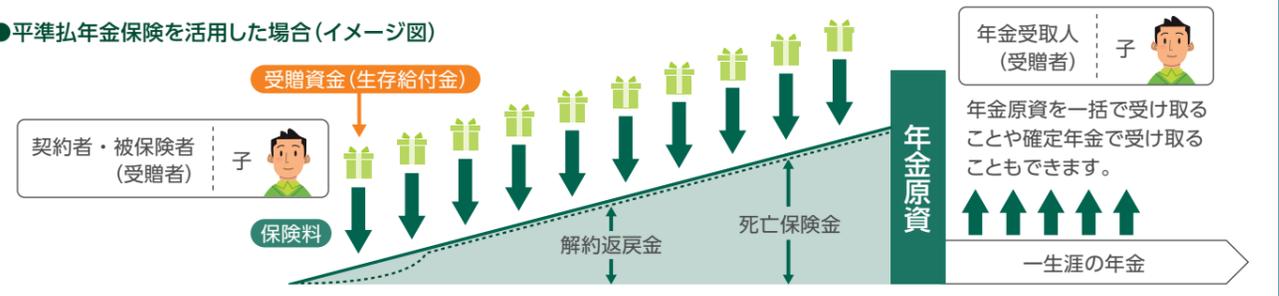
毎年、贈与の都度、お手続きをすることに抵抗のある方は、生前贈与に活用できる生命保険(一時払終身保険)のしくみを活用することで円滑に財産を贈与することができます。



📎 参考 贈与された資金の活用例(保険料や運用資金として活用する)

生前に資金を移転することに抵抗がある方は、贈与した資金で子や孫が生命保険やNISA、iDeCoを活用することも有効です。

●平準払年金保険を活用した場合(イメージ図)



●NISAやiDeCoを活用した場合(イメージ図)



解説 (POINT) ^{*1} 相続開始前に暦年課税贈与があった場合の相続財産に加算する生前贈与の期間が、2024年1月1日以降の贈与が3年から7年に延長されました。延長した4年間に受けた贈与については贈与合計額から100万円を控除した残額が相続財産に加算されます。
^{*2} 21年あたりの贈与税額[(贈与財産310万円-基礎控除110万円)×税率10%=20万円]となります。〈解決策〉上記は、一般的な一時払

終身保険のイメージ図です。個別の税務取扱につきましては、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。〈参考〉上記は、一般的な平準払年金保険や運用資金贈与のイメージ図です。個別の税務取扱につきましては、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

ライフステージにあった財産移 転をお考えになりませんか

ライフステージごとに適した財産移転のイメージ

大切なご資産を「相続」「贈与」する際には、税金の負担が生じます。さまざまな非課税制度を組み合わせ、お子さま・お孫さま等のライフイベントを支援するために財産を計画的に移転していくことで、効果的な財産移転が可能です。



1 暦年贈与(暦年課税制度)

基礎控除額の年間110万円まで、非課税で贈与できます。

贈与税は「非課税」

年間110万円以内*1

贈与者 → 受贈者*2 (子・孫等)

贈与にはこんな方法もあります。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置

結婚・子育て資金は1,000万円まで(うち、結婚資金は300万円まで)、お子さま・お孫さま等に非課税で贈与できます。

贈与税は「非課税」

1,000万円以内*

贈与者 → 受贈者 (子・孫等)

教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置

学校等へのお支払は1,500万円まで(うち、塾・習い事等のお支払は500万円まで)、お子さま・お孫さま等に非課税で贈与できます。

贈与税は「非課税」

1,500万円以内*

贈与者 → 受贈者 (子・孫等)

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

省エネ等住宅の場合には1,000万円まで(それ以外は500万円まで)、お子さま・お孫さま等に非課税で贈与できます。

贈与税は「非課税」

1,000万円以内*1

贈与者 → 受贈者*2 (子・孫等)

2 介護保険金、高度傷害保険金の非課税制度

受取人がご本人さま(被保険者)、配偶者さま、お子さま等の場合、介護保険金または高度傷害保険金に対する所得税および住民税が非課税になります。

ご本人さま(被保険者)による意思表示が困難な場合には、お子さま等(指定代理人)が保険金を受け取ることができます。

被保険者 お子さま等
受取人 指定代理人

3 生命保険金の相続税非課税枠

所定の条件に該当する場合、生命保険金のうち500万円まで、相続税が非課税となります。

500万円 × 法定相続人の数

〈適用条件〉契約者と被保険者が同一で、生命保険金受取人が相続人の場合に適用されます。

契約者 生命保険金受取人
被相続人 相続人

4 相続税の基礎控除

相続税には、一定額まで非課税となる基礎控除があります。

$3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$

〈例〉法定相続人が配偶者と子2人の合計3人の場合

$3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times 3) =$
基礎控除額 **4,800万円**

当初保有財産 9,000万円

年間80万円×5年間=400万円を暦年贈与(相続開始前7年*以内に相続人や受遺者等に対して行った贈与については、相続財産に加算されることになります。)

8,600万円

子の結婚 1,000万円

結婚・子育て資金一括贈与(贈与者死亡時に残額がある場合等は相続財産に加算されることになります。)

7,600万円

孫の教育 1,500万円

教育資金一括贈与(贈与者死亡時に残額がある場合等は相続財産に加算される場合があります。)

6,100万円

子の住宅取得 1,000万円

住宅取得資金贈与

5,100万円

500万円

終身保険の一時払保険料500万円を払込(保険金受取時には、法定相続人1人につき500万円まで相続税は非課税となります。)

相続発生

相続財産 4,600万円

240万円

※配偶者あり、子2人 ※財産額に変動がないものと仮定

213万円 150万円

※被相続人の遺産を各相続人が法定相続分に応じて相続したものと仮定(配偶者

65万円

の税額軽減を法定相続分まで適用) ※生前贈与加算については考慮せず

15万円

※相続税額は概算

0円

解説

〈暦年贈与(暦年課税制度)〉相続開始前に暦年課税贈与があった場合の相続財産に加算する生前贈与の期間が、2024年1月1日以降の贈与が3年から7年に延長されました。延長した4年間に受けた贈与については贈与合計額から100万円を控除した残額が相続財産に加算されます。*1 1月1日から12月31日までの1年間に受贈者(贈与を受ける方)1人につき、110万円以内の年間受贈額合計の場合。*2 複数の受贈者に贈与できます。暦年贈与および相続時精算課税については、P.34をご覧ください。〈結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置〉*祖父母・父母等から18歳以上50歳未満の子・孫等に結婚・子育て資金を贈与した場合、受贈者1人につき「1,000万円」までのうち、「結婚資金は300万円」まで。結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置において受贈者が50歳に達した場合等において、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課せられる場合は贈与税の一般税率が適用されます。*非課税で一括贈与できるのは2025年3月31日までです。〈教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置〉*祖父母・父母等から30歳未満の子・孫等に教育資金を贈与した場合、受贈者1人につき「1,500万円」までのうち、「学校等以外(塾・習い事等)へのお支払は500万円」まで。*非課税で一括贈与できるのは2026年3月31日までです。(注)贈与契約日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置および教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置の適用を受けることができません。2023年4月1日以降、教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置において、贈与者の死亡時に受贈者が23歳未満の場合等であっても、相続財産(課税価格)の合計額が5億円を超える場合は相続財産に加算されます。また、受贈者が30歳に達した場合等において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課せられる場合は贈与税の一般税率が適用されます。〈住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置〉*1 省エネ等住宅をはじめとする「質の高い住宅」以外は500万円以内。*2 贈与を受けた年の1月1日において18歳以上であること。適用を受けるにあたっては、この他にも受贈者、家屋等に関する要件があります。〈介護保険金、高度傷害保険金の非課税制度〉介護保険金(主契約・特約)、高度傷害保険金(主契約・特約)およびリビングニーズ特約による保険金等は、受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくは直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合、所得税および住民税は非課税*となります。*「生命保険契約に基づく給付金で身体の傷害に基因して支払を受けるもの」に該当し、年金受取・一時金受取を問わず非課税となります。ただし、法令等の趣旨に逸脱した場合には、この限りではありません。〈相続税額例〉他の例の相続税額については、P.39~40をご覧ください。*相続税額は相続人全員で支払う総額です。

SMBC信託銀行の資産承継ソリューション

SMBC信託銀行では、資産承継に活用できるさまざまな商品・サービスを提供しています。

保険商品

納税資金準備や生前贈与を可能とする商品です。

！ メリット

- 「終身保険」「養老保険」「個人年金保険」を活用した承継対策
- 取扱通貨は円および外貨3通貨(米ドル・豪ドル・ユーロ)



SMBC信託銀行 PRESTIAなら…

毎回の保険料引落を外貨で設定できます！



だからこんな
メリット！

- ☑ 為替レートがよい時にいつでも外貨に
- ☑ 毎月外貨を手数料無料で積立可能
- ☑ 贈与された外貨のまま保険料支払可能

信託契約*

金融資産や自社株(上場・非上場)等、特定の人に特定の資産の承継を可能とするサービスです。

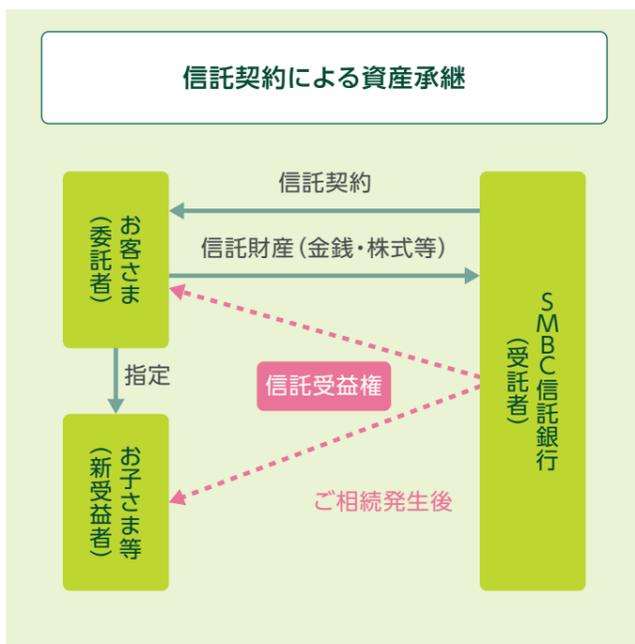
！ メリット

- 資産全体の承継先は未定でも、特定の資産に限り承継先を決めることができます。
- 数世代にわたる承継の道筋をつけることができます。

☑ 他にもこんな方法も

資産運用を継続したまま、運用資金を次世代へ承継承継後の資産に一定の制限を付けることが可能(一定年齢に達するまでは親が管理する等)

*信託契約の受託については弊行所定の審査手続があり、対象となる信託財産の内容や金額規模、お客様のニーズや希望される契約内容等によっては弊行で受託できない場合もございます。



スマート相続口座

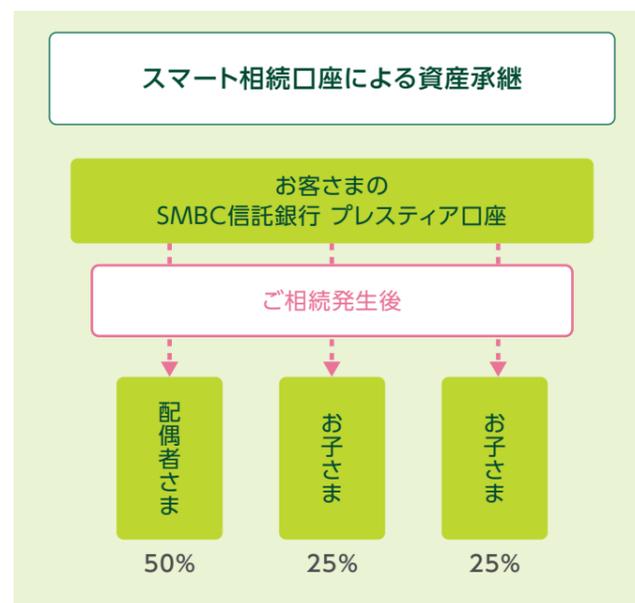
現在お使いの口座を予め定めた比率で、ご家族へ引き継ぐことを可能とするサービスです。

！ メリット

- 面倒な書類や、遺言書の作成が不要
- 電子契約によるスピーディーな手続き
- ご契約後でも、口座の入出金や、資金の入れ替えが自由

☑ 他にもこんな方法も

「遺言信託」を併用することで、不動産や他行の金融資産等の継承も可能です。



ファミリーバトン(贈与サポートサービス)

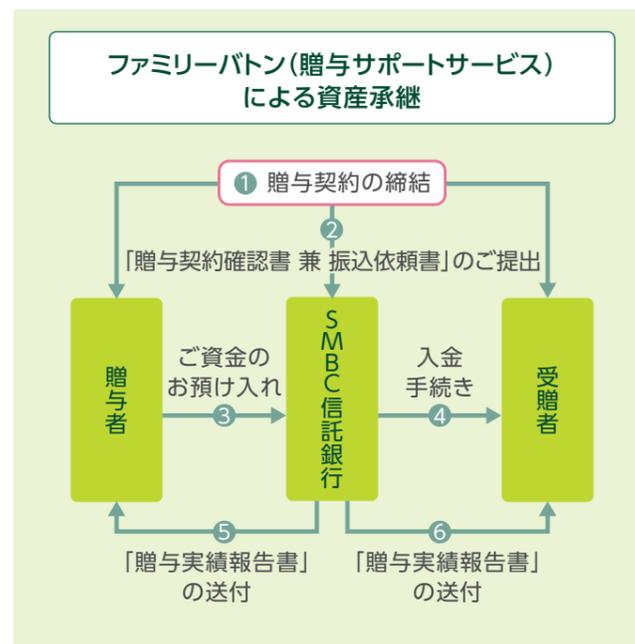
ご親族さまへの生前贈与をSMBC信託銀行がサポートするサービスです。

！ メリット

- 手数料無料
- 取扱通貨は円および外貨5通貨
- 贈与に関する報告書を送付

☑ 他にもこんな方法も

「スマート相続口座」と一緒に併用することができます。
※贈与金額については、相続人の方の遺留分等を考慮の上お決めください。



海外(特に米国)に財産を保有している場合の相続について

POINT① 海外資産への日本の相続税の課税について

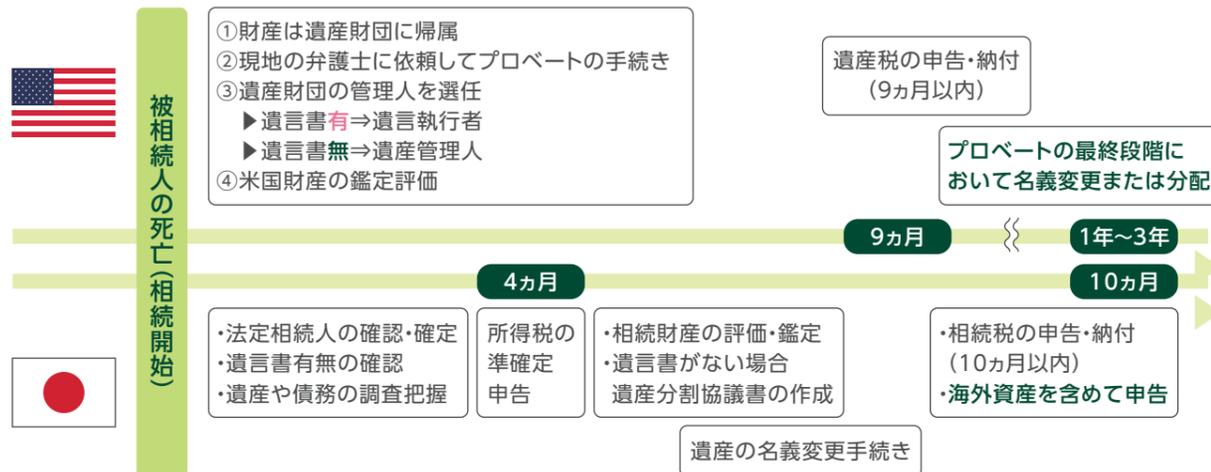
海外資産が日本の相続税の課税対象となるかは「居住地や移住時期」がポイントになります。

- 被相続人または相続人が日本国内に住所を有している場合は海外資産も相続税の対象になります。
- 被相続人・相続人ともに海外に移住した(日本国内に住所を有しない)場合は、移住時期によって、相続税の課税対象が変わります。

海外資産について	被相続人(日本人)	相続人(日本人)	日本の相続税の対象
居住地	国内	国内	対象
	国内	海外	対象
	海外	国内	対象
	海外	海外 (被相続人の死亡から10年以内に被相続人、相続人のいずれかが日本国内に住所あり)	対象
	海外	海外 (被相続人の死亡から10年以内に被相続人、相続人のいずれもが日本国内に住所なし)	対象外

POINT② 日本と米国の相続手続きの違い

日本の相続財産は相続が発生すると、遺言書または遺産分割協議書に基づいて受遺者または相続人が承継しますが、米国では相続財産はいったん遺産財団に帰属し、プロベートと呼ばれる裁判所監督下の清算手続きが行われた後に受遺者または相続人に承継されるため、日本とは全く違う手続きになります。



参考 プロベートとは

米国の裁判所が関与する清算手続きをプロベートといいます。被相続人の相続財産は、いったん遺産財団に帰属します。裁判所から選任された人格代表者(遺言書がある場合は遺言執行者、遺言書がない場合は遺産管理人)が遺産財団の清算手続きを行います。

重要 相続をスムーズに進めるための確認事項

- プロベート手続きは一般的に1~3年程度かかります。
- 一方、日本の相続税の申告・納付は被相続人の死亡を知った日(通常は死亡日)の翌日から10ヵ月以内です。
- 相続税の申告期限に遅れると「無申告加算税」、納税期限に遅れると「延滞税」の対象になります。
- 原則として期限内の分割(遺言書その他の下記生前対策または遺産分割協議書)及び申告がない場合は、「相続税の配偶者の税額軽減」「小規模宅地の特例」等の適用が受けられません。
- ただし未分割で相続税の申告をし、「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付することで、分割後4ヵ月以内の「更正の請求」によってこれらの特例を受けることができます。

一旦特例を受けない状態(未分割)で相続税を申告するため納税資金が高額になる可能性があります。さらに現地の弁護士費用が高額になるケースや、言葉の壁もあるなど、相続人への負担が大きくなるのが予想されます。そのため、米国財産についても遺言書その他の下記生前対策をおすすめします。

解決策 プロベートを事前に回避・軽減する主な生前対策

プロベートを回避する生前対策として以下の方法が検討できます。

- 1 共有財産権 (Joint tenancy) による不動産や銀行口座の共同保有**
不動産や銀行口座を2名以上の共同名義で保有する制度です。共同名義者に相続が起きた場合、亡くなった人の権利は死亡時に消滅し、他の権利者の単独所有となります。共有名義に変更する際(不動産の場合)など、贈与税の対象になる可能性があります。
- 2 死亡時支払口座 (Payable On Death: POD) など**
預金口座の名義人の死亡時に、プロベートをせず、予め指定した受取人(beneficiary)に預金が払い戻される条項付の口座です。生前に金融機関との間でPOD契約を結び、相続発生後に被相続人の死亡証明書を金融機関に提出することで利用できます。証券口座も同様の口座(Transfer On Death: TOD)があります。日本在住者の場合に認められるかは金融機関によります。また、州によっては、不動産について死亡時譲渡証書(Transfer on Death Deed)が認められており、死亡時の取得者を生前に登録しておけば、死亡時にプロベートは不要となります。
- 3 リビングトラスト (Revocable living trust)**
生前のうちに信託契約書を作成し、ご自身の財産(不動産、銀行口座、証券口座等)を信託名義に変更する手続きです。ご自身が信託設定者(Settlor)であると同時に受託者(Trustee)でもあることに特徴があります。そして、ご自身が亡くなった時のために、承継受託者(Successor trustee)を信託契約書の中で指定しておきます。ご自身のご相続が発生したときは、承継受託者がその権限において、不動産の売却や金融機関への照会、納税等を行って、信託契約書で指定された受益者(Beneficiary)への遺産の分配を行うこととなります。
- 4 海外遺言書の作成**
あらかじめ遺言書を作成することで、プロベート手続きの負担を軽減することが可能となる場合があります。日米それぞれで遺言を作成する場合は日本の遺言書には「日本の財産に限る」と書いて、米国の遺言書には「日本国外にある財産に限る」と書くことで、トラブルが起きないようにします。

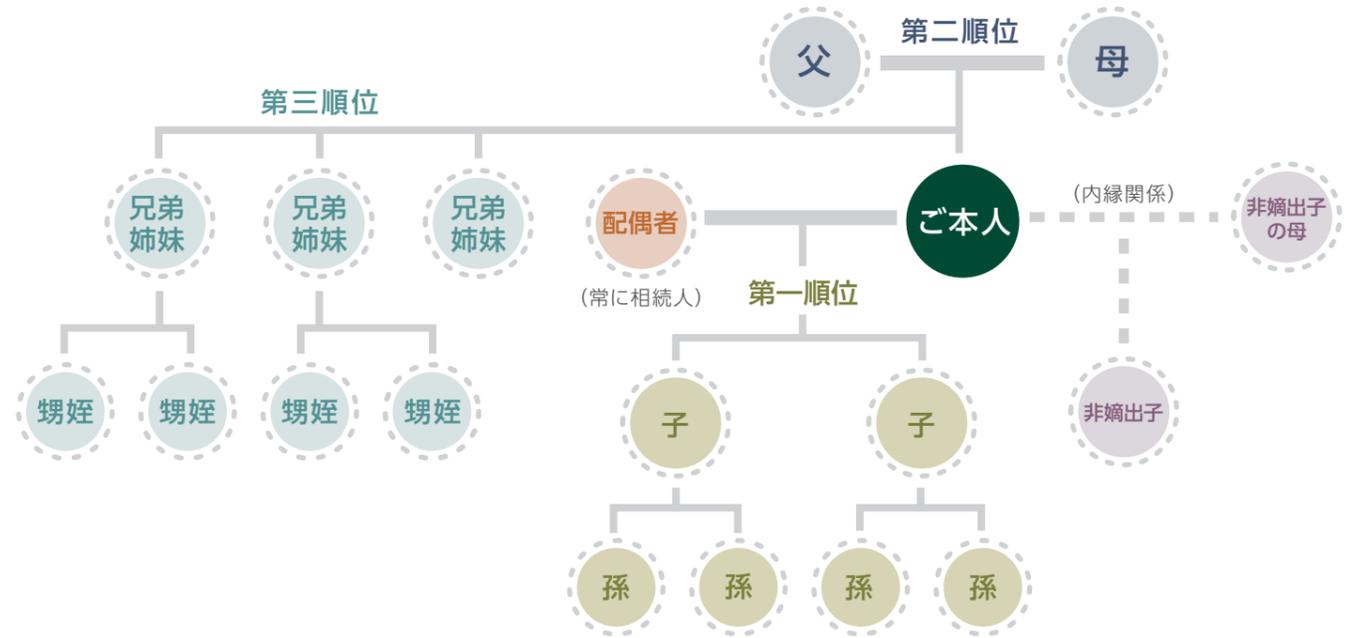
他にもこんな方法も

- 生命保険、遺言代用信託による納税資金の確保
- 生前に米国資産を売却し、売却資金を日本に送金
- 日本国内の財産については、遺言信託を活用

■ 相続に関する用語解説

法定相続分	民法では、遺産を相続できる人が定められており、「法定相続人」といいます。 また「法定相続分」とは、民法で定められた規定にしたがって、各法定相続人が相続する遺産の割合です。遺産の分割は、実際には遺言や相続人の協議によって決まる場合が多いのですが、遺言がなかったり、相続人の協議がまとまらなかったりした場合には、家庭裁判所に遺産分割の調停・審判の申し立てを行うことになり、そのときは法定相続分が基準になります。		
遺留分	「遺留分」制度とは、法定相続人が相続財産の一定部分を相続することが、民法によって保障される制度をいいます。遺言によって、この遺留分が侵害された相続人は、相続開始後にその侵害された分をその他の受遺者、受贈者に請求することができます（遺留分侵害額請求権）*。遺留分制度は、その権利を有する相続人が請求を行ってはいじめて効力が発生します。 遺言が、遺留分を侵害する内容であっても遺言は無効にはなりません、相続時のトラブルを避けるためにも、遺言を作成する段階で遺留分を侵害しないよう配慮しておく方が望ましいといえます。 なお、遺留分算定の基礎財産には相続財産だけでなく、原則として相続開始前の10年間に相続人に対して生前贈与された財産も含まれます。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">遺留分の権利が認められている相続人</td> <td>遺留分の権利がある相続人は、法定相続人のうち、配偶者、子（孫）、父母に限られ、兄弟姉妹（甥、姪）には遺留分が認められていません。</td> </tr> </table> <p>*遺留分侵害額請求権は、遺留分の侵害を知った日から1年または相続開始から10年を経過すると消滅します。</p>	遺留分の権利が認められている相続人	遺留分の権利がある相続人は、法定相続人のうち、配偶者、子（孫）、父母に限られ、兄弟姉妹（甥、姪）には遺留分が認められていません。
遺留分の権利が認められている相続人	遺留分の権利がある相続人は、法定相続人のうち、配偶者、子（孫）、父母に限られ、兄弟姉妹（甥、姪）には遺留分が認められていません。		
代襲相続	被相続人の子や兄弟姉妹がすでに亡くなっている場合には、その子どもである孫や甥・姪が相続人に代わって相続することになります。これを「代襲相続」といいます。		
寄与分	相続人のうち、被相続人の事業に関する労務の提供・資金援助等の財産上の給付・療養看護等により被相続人の財産の維持・増加に特別に寄与した人は、遺産分割前に相続人全員が協議することで、遺産から寄与相当分を取得できます。 なお、相続人以外の方でも一定要件を満たす被相続人の親族は、相続人に対して、「特別の寄与」に応じた額の金銭の支払を請求できます。		
特別受益	相続人のうち、被相続人から遺贈や、婚姻・養子縁組のため、または生計の資本（住宅購入資金等、生活の基礎資金）として生前贈与を受けた人は、遺産分割に際し、相続発生時の遺産額にその贈与された価額を加え遺産分割を行います。 ただし、婚姻期間が20年以上である夫婦間で居住用不動産の遺贈または贈与がなされた場合、原則、居住用不動産は遺産額に含めずに遺産分割を行います。		
みなし相続財産	民法上は被相続人から相続や遺贈によって取得した本来の相続財産ではないものの、相続財産と同様の経済的効果を持つものを「みなし相続財産」と呼びます。たとえば、被相続人の死亡にともなって支払われる生命保険金（被相続人が負担した保険料に対応する部分に限ります）や死亡退職金等は、相続等によって取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。		
死亡保険金・死亡退職金の非課税枠	生命保険金および退職金の区分ごとに、「500万円 × 法定相続人の数」まで相続税は非課税となります。		
法定相続人の数	相続税計算上、相続の放棄をした方がいても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいます。養子については、被相続人に実子がいる場合は1人まで、実子がいない場合は2人までが法定相続人に含まれます。		
遺産分割前の相続預金の払戻し制度	各相続人が当面の生活費や葬儀費用の支払等のために資金が必要になった場合に、相続預金のうちの一定額*について、家庭裁判所の判断を経ずに、金融機関から単独で払戻しを受けることができます。		

■ 法定相続人の範囲と順位



● 法定相続分と遺留分

民法で定められている法定相続分、遺留分は以下の通りです。

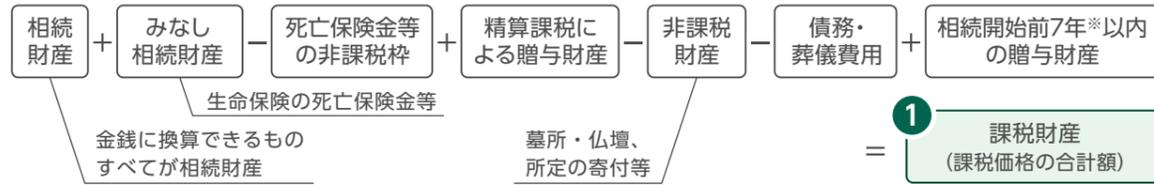
法定相続人	法定相続分	遺留分
配偶者と子（または孫）	配偶者 $\frac{1}{2}$ 子（孫）	$\frac{1}{4}$ 配偶者 $\frac{1}{4}$ 子（孫）
配偶者と父母	配偶者 $\frac{2}{3}$ 父母	$\frac{1}{3}$ 配偶者 $\frac{1}{6}$ 父母
配偶者と兄弟姉妹（または甥・姪）	配偶者 $\frac{3}{4}$ 兄弟姉妹（甥・姪）	$\frac{1}{2}$ 配偶者のみ（兄弟姉妹は遺留分がない）
配偶者のみ	配偶者 全部	$\frac{1}{2}$ 配偶者
子（または孫）のみ	全部 子（孫）	$\frac{1}{2}$ 子（孫）
父母のみ	全部 父母	$\frac{1}{3}$ 父母
兄弟姉妹（または甥・姪）のみ	全部 兄弟姉妹（甥・姪）	なし

解説 (相続に関する用語解説)遺産分割前の相続預金の払戻し制度：※「相続開始時の預金額（口座ごと・定期預金の場合は明細ごと）」×1/3×「払戻しを行う相続人の法定相続分」ただし、同一の金融機関（複数の支店に相続預金がある場合はその全支店）から受けることができる

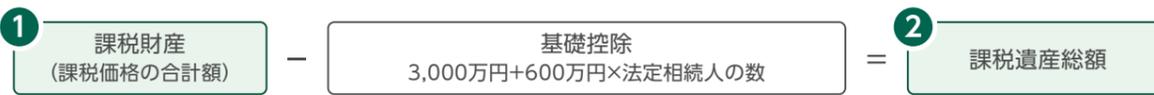
払戻し金額は150万円までとなります。(法定相続人の範囲と順位)法定相続分と遺留分：()内は代襲相続が発生した場合の相続人です。

■ 相続税の計算方法

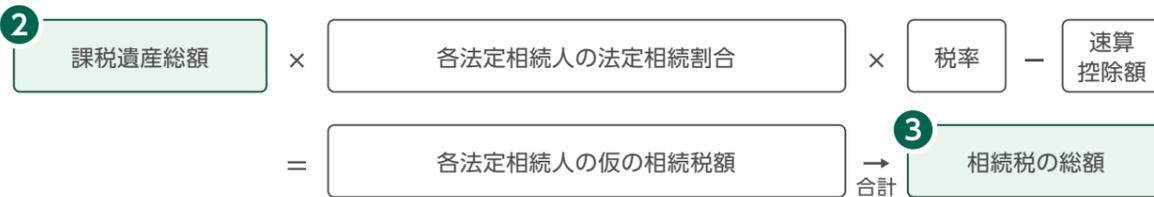
Step1 課税財産 相続税の対象となる課税財産を計算：課税価格の合計額を計算します



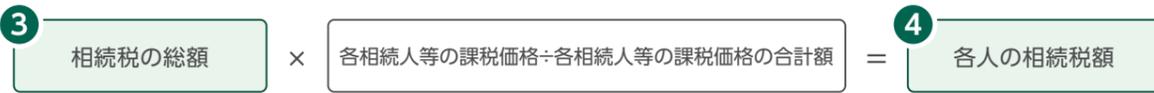
Step2 課税される遺産総額 課税遺産総額を計算：課税価格の合計額（課税財産）から基礎控除額を差し引きます



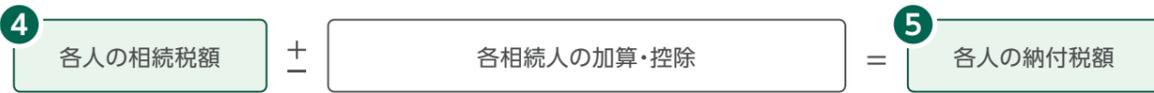
Step3 相続税の総額 相続税の総額を計算：課税遺産総額を法定相続分通りに相続したと仮定して計算します



Step4 各人の相続税額 各相続人等の相続税額を計算：相続税の総額を実際に相続した割合で按分します



Step5 各人の納付税額 さらに加算・控除される金額を計算：加算・控除金額を求め、実際の納付税額を算出します



■ 相続税の加算と減額

相続税には加算される場合や減額される場合があります。

● 相続税額の2割加算*

被相続人から財産を相続した人が、右記に当てはまる場合、その人が納付する相続税額には2割相当額が加算されます。

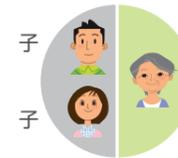
a 一親等の血族(父母または子)・配偶者以外の者

b 被相続人の養子となった孫

● 配偶者の相続税額の軽減

配偶者が相続により財産を取得した場合には、相続税の計算上「配偶者の税額軽減」という制度があります。被相続人の配偶者が取得した遺産額(課税財産)が「法定相続分」または「1億6,000万円」のいずれか大きい金額までは配偶者に相続税がかかりません。

〈法定相続人が配偶者と子の場合〉



配偶者の法定相続分 1/2

(例) 課税財産(課税価格の合計額)
3億円の場合は 1億5,000万円

< 1億6,000万円

この例の場合、配偶者は1億6,000万円までの相続財産については、相続税がかかりません。

● 小規模宅地等の特例*

遺産の中に一定の要件を満たす住宅や事業に使われていた宅地等がある場合には、その宅地の評価額の一定割合を減額する特例があります。これを「相続した事業の用や居住の用の宅地等の価額の特例(小規模宅地等の特例)」といいます。

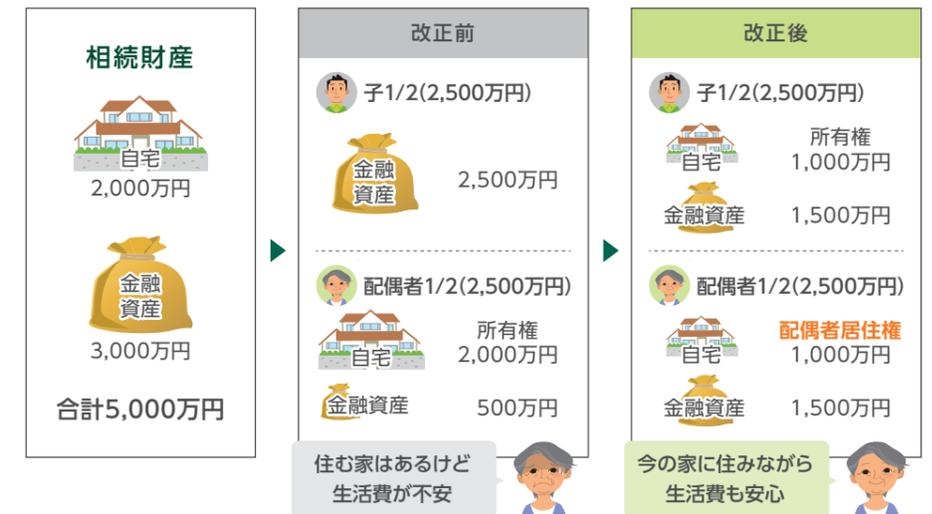
利用状況	居住用	事業用	貸付用
適用対象宅地	特定居住用宅地等	特定事業用宅地等	貸付事業用宅地等
減額割合	80%	80%	50%
限度面積	330m ²	400m ²	200m ²

他に「贈与税額控除」「外国税額控除」「未成年者控除」「障害者控除」「相次相続控除」等があります。

● 配偶者居住権* (2020年4月1日施行)

のこされた配偶者の居住権を保護するため、被相続人の自宅に同居していた配偶者が、原則、終身の間その自宅に無償で住み続けることができる権利です。自宅の権利を「配偶者居住権」と「所有権」に分け、配偶者が配偶者居住権を、別の相続人等が所有権を相続した場合、配偶者が自宅に住み続けることができます。

〈配偶者居住権のイメージ〉 配偶者と子1人で遺産分割した場合の例



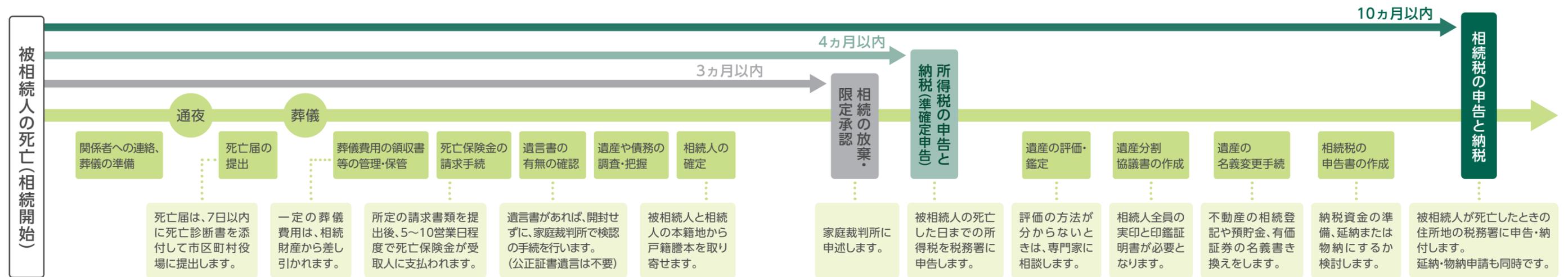
解説 (相続税の計算方法) ※相続開始前に暦年課税贈与があった場合の相続財産に加算する生前贈与の期間が、2024年1月1日以降の贈与が3年から7年に延長されました。延長した4年間に受けた贈与については贈与合計額から100万円を控除した残額が相続財産に加算されます。(相続税の加算と減額) 相続税額の2割加算：※aの「子」には代襲相続人を含みます。養子は「子」に含まれますが、被相続人の養子となった孫は2

割加算となります。小規模宅地等の特例：※2015年1月1日より、特定居住用宅地等と特定事業用宅地等を併用する場合、それぞれの適用対象面積まで特例を適用できるようになりました。特例適用には一定の要件を満たす必

要があります。配偶者居住権：※配偶者居住権および所有権の評価額は、相続発生時点の配偶者の年齢等により異なります。

相続発生後から、行うべき諸手続は多岐にわたります。

■ 相続手続の流れ(スケジュール)



■ 主な手続一覧

● 相続発生時の届出等

	手続の種類	手続の窓口	期限
届出	死亡届・埋火葬許可申請書の提出	市区町村役場	死亡の事実を知った日から7日以内(国外で死亡したときはその事実を知った日から3ヶ月以内)
	埋火葬	寺院、斎場、墓地等	火葬、埋葬の当日まで
請求	未支給年金の請求(年金の停止を含む)	市区町村役場または年金事務所	死亡の日から5年以内
	遺族厚生年金の請求(厚生年金)	年金事務所または街角の年金相談センター	支払を受ける権利は死亡した日の翌日から5年を経過すると時効により消滅
	遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金の請求(国民年金)	亡くなった方が国民年金第1号被保険者:市区町村役場 国民年金第3号被保険者:年金事務所または街角の年金相談センター	支払を受ける権利は死亡した日の翌日から5年を経過すると時効により消滅(死亡一時金は2年)
	遺族補償年金等の請求(労災保険)	労働基準監督署	死亡した翌日から5年を経過すると時効により請求権は消滅
	埋葬費等の請求(健康保険)	勤務先の健康保険組合または年金事務所等	死亡した日の翌日または埋葬を行った日の翌日から2年以内
	葬祭費の請求(国民健康保険)	市区町村役場	葬祭を行った翌日から2年以内
	葬祭料の請求(労災保険)	労働基準監督署	死亡した翌日から2年を経過すると時効により請求権は消滅
	保険金の請求(生命保険)	保険会社、かんぽ生命(簡易保険)	保険金・給付金を受け取る権利は、死亡した日の翌日から3年(かんぽ生命は5年)を経過すると時効により消滅

● 名義変更手続等

	手続の種類	手続の窓口	期限
名義変更	不動産の名義変更	不動産所在地の法務局・登記所	遺産分割後、速やかに
	借地・借家の名義変更	地主・家主	契約の相手方にお問い合わせください
	預金、貯金の口座名義変更	銀行・ゆうちょ銀行	遺産分割後、速やかに
	株式・債券の名義変更	証券会社	遺産分割後、速やかに
	自動車の移転登録、自動車税納付義務者の変更	陸運局・支局	速やかに
	電話加入権の移転	電話会社	速やかに
	電話の名義変更・解約	電話・携帯電話会社	速やかに
	公共料金の名義変更	電力会社・ガス会社・水道局・NHK	速やかに
	会員権等の名義変更	所属ゴルフ場等	各ゴルフ場等にお問い合わせください
納税	所得税の確定申告	税務署	1月1日から死亡した日までに確定した所得金額について、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内
	相続税の申告	税務署	死亡したことを知った日の翌日から10ヶ月以内

贈与に関する用語解説

みなし贈与財産	<p>民法上の贈与財産にはあたるものの、経済的な利益を受けているため、贈与があったものとみなされて贈与税の課税を受ける財産のことで、保険料を負担していない人が、満期金・解約返戻金・被保険者の死亡による生命保険金等を受け取った場合には、保険料を負担した人からその保険金の贈与*があったものとみなされ、贈与税の対象になります。また、受贈者に一定の債務を負担させることを条件にした負担付贈与等も贈与税の対象となりますので、注意が必要です。</p> <p>*被保険者の死亡により受け取った生命保険金のうち、被保険者が保険料負担者であったものについては、相続とみなされて相続税の対象になります。</p>
贈与税の非課税財産	<p>贈与を受けた人には、原則として贈与税が課されますが、扶養義務者間で生活費や教育費に充てるため取得した財産や離婚による財産分与、資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合の債務免除等には贈与税はかかりません。</p>
相続開始前7年*以内の贈与	<p>相続等により財産を取得した人が、被相続人からその相続開始前7年*以内（死亡の日からさかのぼって7年*前の日から死亡の日までの間）に贈与を受けた財産があるときには、その人の相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与時の価額を加算します。</p> <p>*相続開始前に暦年課税贈与があった場合の相続財産に加算する生前贈与の期間が、2024年1月1日以降の贈与が3年から7年に延長されました。延長した4年間に受けた贈与については贈与合計額から100万円を控除した残額が相続財産に加算されます。</p>
贈与税の課税方式	<p>「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあります。「暦年課税」は贈与をする方、贈与を受ける方に特に制限はありませんが、「相続時精算課税」は、一定の要件に該当する場合に選択することができます。</p> <p> ▶「暦年課税」と「相続時精算課税」についてはP.34へ</p>
連年贈与	<p>毎年同額の贈与を行う場合に、各贈与ごとの意思決定であれば各年ごとの贈与となりますが、たとえば、「毎年100万円を10年間贈与する」ことが最初に決まっていた場合には、最初の年に1,000万円の贈与があったとみなされることがありますので、注意が必要です。</p> <p> ▶解決策についてはP.20へ</p>
贈与税の申告期間	<p>贈与をした年の翌年2月1日から3月15日までとなります。</p> <p>※該当日が土・日・祝日等に当たる場合はこれらの日の翌日となります。</p>
贈与税の納付方法	<p>原則、納付期限(3月15日)までに、それぞれの課税方式(暦年課税または相続時精算課税)に区分して計算した額の合計額を納めます。贈与税は、現金に納付書を添えて金融機関(日本銀行歳入代理店)または受贈者の住所地の所轄の税務署の納税窓口で納付します。なお、現金以外にもインターネットバンキング等を利用して贈与税を納付する「電子納税」を利用することもできます。</p> <p>※納付が遅れた場合には、納期限の翌日から納付の日までの延滞税をあわせて納付する必要があります。</p>

贈与を行う際の注意事項

- 贈与税の申告・納付が済んだら、贈与税申告書を保管しておく
- 贈与契約書を作成しておく

贈与契約は口約束でも成立しますが、証拠として残すことができないため、後々本当に贈与があったのかを立証することが難しくなります。贈与を行う際には、贈与の都度、当事者が署名・押印した贈与契約書を作成し、保管しておきましょう。
- 現金で贈与を行う際には、預金口座を通じて行う

贈与者から受贈者への現金の授受は預金口座間の振込等を通して行いましょう。また、贈与者が受贈者の預金通帳・キャッシュカード・銀行印等を管理していると名義預金と認定されてしまうことがあるため、受贈者はご自身で(受贈者が未成年の場合は親権者等が代理で)保管・管理しましょう。
- 保険料に相当する金額を贈与する場合は以下にも留意
 - 保険加入は受贈者の意思で行い、保険料の支払は受贈者の口座等から行う
 - 生命保険料控除は受贈者(保険契約者)が受ける
 - 不測の事態により贈与が継続できなくなった場合でも、受贈者が保険料を支払い続けられるか確認する

〈書式例〉下記はあくまでも贈与契約書の一例です

贈与契約書

贈与者_____ (以下「甲」という)と受贈者_____ (以下「乙」という)は、本日、以下のとおり贈与の契約を締結する。

第一条 甲は現金_____円を乙に贈与し、乙はこれを承諾した。

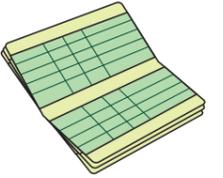
第二条 甲は、第一条に基づき贈与した現金を、乙の指定する銀行預金口座に振り込むものとする。

この契約を証するため、本契約書を二通作成し、甲および乙が署名押印の上、各自一通を保有するものとする。

_____年____月____日 甲 (住所)_____ (氏名)_____ ㊟

乙 (住所)_____ (氏名)_____ ㊟

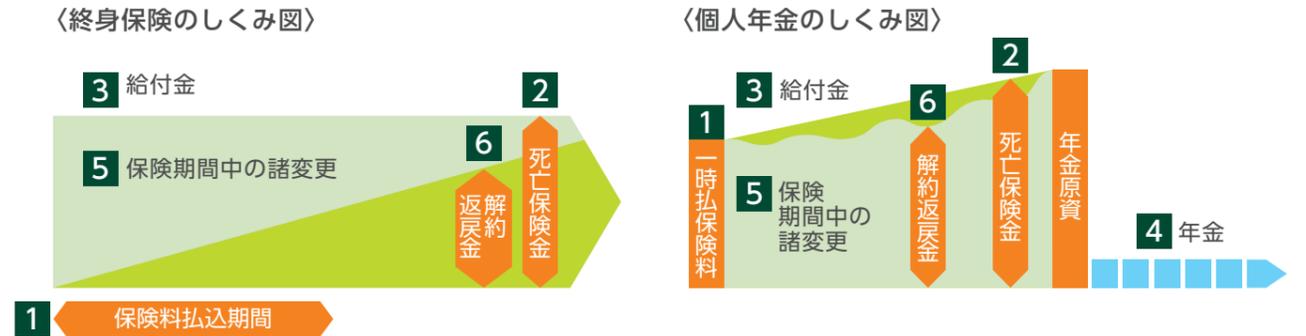
以上



暦年課税と相続時精算課税

項目	暦年課税	相続時精算課税
贈与者	制限なし	贈与の年の1月1日において60歳以上の親または祖父母
受贈者	制限なし	贈与の年の1月1日において18歳以上の子または孫
控除額	受贈者1人につき年間110万円の基礎控除	受贈者1人につき年間110万円の基礎控除(2024年1月1日以降) 贈与者ごとに複数年にわたり累積で2,500万円の特別控除
税率	10~55%の超過累進課税	一律20%
申告の要否	年間110万円以下なら申告不要	・申告必要 ・相続時精算課税制度適用年度以降の申告について、年間110万円以下なら申告不要(2024年1月1日以降)
長所	計画的な贈与で将来の相続税の税額軽減が可能。贈与の対象者に制限がない。	まとまった財産を非課税または低い税率で一度に贈与できる。
短所	年ごとの基礎控除額が少額。超過累進課税なので、高額な贈与は税率が高くなる。	親または祖父母が亡くなったときの相続税計算上、贈与財産を相続財産に加算。一度「相続時精算課税」を選択すると、以降「暦年課税」は選択できない。

■ 生命保険の税務全体像 ※下記は一般的なイメージ図であり、契約形態・商品によって細部が異なります。



1 生命保険料払込時

生命保険料控除

生命保険の保険料には、契約者(保険料負担者)のその年の所得から控除の対象となる保険料のうち一定額(最大12万円まで)が差し引かれ、所得税・住民税の負担が軽減される「生命保険料控除」という税務上の特典があります。※生命保険料控除は「所得控除」の一種です。

1. 生命保険料控除の概要

支払った保険料については、それぞれの保障内容により「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」が適用されます(契約日が2011年12月31日以前の契約は「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」のいずれかが適用されます)。

2. 生命保険料控除の対象となる保険料

- ①対象となる期間:
その年の1月1日から12月31日までに払い込んだ保険料
- ②対象となる保険料額:
保険料の払込方法や配当金の有無により、その年の生命保険料控除の対象となる保険料額がかわります。

生命保険料控除には、確定申告や年末調整が必要です。

ケース	生命保険料控除の対象となる年間の支払保険料額
保険料を一時払いした場合	払い込んだ保険料全額 (払い込んだ年に限り控除の対象)
保険料を前納・一括払いした場合	その年中に払込期日が到来する分の保険料 たとえば 保険料払込期間が10年で、全期間分の保険料を契約時にまとめて払い込んだ場合(全期前納)、10年間にわたり控除対象となります。

参考 外貨建商品について

外貨建商品についても、保険料・解約返戻金・死亡保険金・年金等の各種税務は、円建商品と同様に取り扱います。円への換算は右表の基準により行います。

対象	税務区分	換算基準日	換算時の為替レート
一時払保険料	—	保険料受領日	TTM
解約返戻金	所得税(源泉分離課税)	解約計算基準日	TTB
	所得税(一時所得)		TTM
死亡保険金	所得税(一時所得)	被保険者が死亡された日	TTM
	相続税・贈与税		TTB
年金	所得税(雑所得)	毎年の年金支払日	TTM

※TTMとは、対顧客電信売相場(TTS)と対顧客電信買相場(TTB)の中間の値を指します。

2 死亡保険金受取時

死亡保険金は、契約の形態により相続税、所得税・住民税、贈与税のいずれかの課税対象になります。

● 契約形態と死亡保険金の課税

	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税
1	A(例:夫)	A(例:夫)	B(例:妻)	相続税
2	A(例:夫)	B(例:妻)	A(例:夫)	所得税・住民税
3	A(例:夫)	B(例:妻)	C(例:子)	贈与税

1. 相続税が課税される場合

契約者(保険料負担者)と被保険者が同一の場合、死亡保険金は「みなし相続財産」として遺産の総額に含まれ、「相続税」の課税対象となります。ただし、この契約形態の場合は「死亡保険金の非課税枠」という税法上の特典があります。

● 「死亡保険金の非課税枠」

死亡保険金は「のこされた家族の生活保障」という大切な目的をもった資産ですので、一定額が非課税とされています(ただし、死亡保険金受取人が相続人の場合に限りです)。

$$\text{死亡保険金の非課税枠} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}^*$$

*相続を放棄した相続人がいた場合でも「相続放棄がなかった場合」の人数となります。

ただし、相続放棄をした相続人が死亡保険金受取人である場合、相続放棄者が受け取る保険金に非課税枠の適用はありません。

2. 所得税・住民税が課税される場合

契約者(保険料負担者)と被保険者が異なり、かつ契約者(保険料負担者)と死亡保険金受取人が同一の場合、死亡保険金は一時所得となり、所得税・住民税の課税対象となります。

● 課税対象となる一時所得の計算

$$\text{一時所得の課税対象額} = \{\text{死亡保険金額} - \text{払込保険料合計額} - \text{特別控除}(50\text{万円})\} \times 1/2$$

※特別控除は他の一時所得と合算して年間50万円までとなります。

3. 贈与税が課税される場合

契約者(保険料負担者)、被保険者、死亡保険金受取人がすべて異なる場合、死亡保険金は贈与税の課税対象となります。

※一般的に贈与税は、相続税に比べ税額が大きくなります。

● 贈与税の課税対象額

暦年贈与の場合、贈与税は、1年間(1月1日から12月31日)に受けた贈与の合計額から基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額に対して課税されます。

3 各種給付金の受取時

災害・疾病関係の給付金にかかる税金

不慮の事故や医療・介護により受け取る給付金等是非課税となります。

4 年金受取時

個人年金保険の年金に対する課税は、契約の形態により対象となる税金の種類が変わります。

●契約形態と年金の課税

	契約者	被保険者	年金受取人	課税
1	A(例:夫)	A(例:夫)	A(例:夫)	所得税・住民税
	A(例:夫)	B(例:妻)	A(例:夫)	
2	A(例:夫)	B(例:妻)	B(例:妻)	贈与税(年金開始時) 所得税・住民税(2年目以降)

1. 所得税・住民税のみが課税される場合

契約者(保険料負担者)と年金受取人が同一の個人年金保険契約から支払われる年金は雑所得となり、所得税・住民税の課税対象となります。

●雑所得の計算

$$\text{雑所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{必要経費}^{*1}$$

*1 必要経費 = 年金年額 × 必要経費率(払込保険料合計額 / 年金の総支給見込額^{*2})

*2 「年金の総支給見込額」の算出方法

- ・確定年金の場合：年金年額 × 支給期間
- ・保証期間付終身年金の場合：年金年額 × {余命年数^{*3}[下表参照]と保証期間年数のいずれか長い年数}

*3 年金の支給開始日における年齢別余命年数(一部の年齢のみ抜粋)

年齢	55歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	75歳	80歳
男性	23年	19年	18年	17年	17年	16年	15年	14年	14年	13年	12年	12年	8年	6年
女性	27年	23年	22年	21年	20年	19年	18年	18年	17年	16年	15年	14年	11年	8年

参考① 個人年金保険から支払われる年金について、その雑所得額(受取年金額-必要経費)が25万円以上の場合、所得税および復興特別所得税(合計税率10.21%)が源泉徴収されます。なお、契約者と年金受取人が異なる場合等は、源泉徴収の対象外となります。ただし、源泉徴収だけで課税関係は完結しませんので、確定申告により他の所得を合わせて所得税額を確定し、過不足分を精算する必要があります。

2. 年金開始時に贈与税が課税される場合

契約者(保険料負担者)と年金受取人が異なる場合、年金開始時に「年金受給権の評価額」に対して贈与税が課税されます。また、2年目以降の受取年金は雑所得となり、所得税・住民税の課税対象となります。

❗ 保険料払込時点では贈与があったとみなされず、年金受取開始時に「年金受給権の評価額」が贈与税の対象となるため、注意が必要です。

参考② 支払調書の発行 保険会社は、保険金等を支払う際に「支払調書」を税務署に提出するよう定められています。

①提出基準 支払内容および課税対象となる税金の種類で区分すると以下のようになります。

支払内容	税金の種類	提出の基準	提出期限
一時金 (満期保険金 死亡保険金 解約返戻金 祝金 等)	所得税 (一時所得)	1回の支払金額が100万円(配当金を含まない)を超える場合 ※解約の場合、既払込保険料合計額が解約返戻金額以上で、契約者に支払う場合は提出の省略が認められています。	支払が確定した日が 属する年の翌年の1月31日
	相続税・ 贈与税	支払われる保険金額が100万円(配当金を含まない)を超える場合	一時金を支払った日が 属する月の翌月の15日
年金	所得税 (雑所得)	その年中の年金の支払金額が20万円を超える場合 ※契約者と年金受取人が異なる場合は、支払金額にかかわらず提出されます。	支払が確定した日が 属する年の翌年の1月31日

5 契約者変更時

契約者変更時の課税は、契約の形態、変更のタイミングにより対象となる税金の種類が変わります。

●契約形態と契約者変更時の課税

	契約者	被保険者	課税
1	A(例:夫)(生前) → B(例:妻)	A(例:夫)	変更時点では課税発生せず
2	A(例:夫)(死亡) → B(例:妻)	B(例:妻)	相続税

1. 契約者が生前のうちに契約者変更が行われた契約の場合

契約者が生前のうちに契約者変更が行われた場合、変更時点では課税は発生せず、その後の「旧契約者の死亡」や「契約消滅(保険金支払や解約)」等の際に課税が発生します。

2. 契約者(≠被保険者)死亡による契約者変更

契約者の死亡によって相続人が新しい契約者となった場合は、相続発生時点の解約返戻金相当額*が「生命保険契約に関する権利の評価額」として相続税の課税対象となります。*解約返戻金相当額のほか「配当金」や「前納残高」等も含まれます。

6 解約時

1. 一般的な保険商品の場合

保険契約を解約して契約者が受け取る解約返戻金は、一時所得として所得税・住民税の課税対象となります。

●課税対象となる一時所得の計算

$$\text{一時所得の課税対象額} = \{\text{解約返戻金額} - \text{払込保険料合計額} - \text{特別控除}(50\text{万円})\} \times 1/2$$

※特別控除は他の一時所得と合算して年間50万円までとなります。

2. 税務上金融類似商品とみなされる保険商品の場合

「金融類似商品」に該当する保険契約については、解約返戻金額(または満期時受取額)と払込保険料合計額の差額が20.315%*の源泉分離課税の対象となります。なお、課税関係はこの源泉徴収のみで完結します。

●金融類似商品(一時払変額年金保険や一時払養老保険等)とは

次のア～ウの要件をすべて満たす商品をいいます。

- ア.普通死亡による死亡保険金が満期保険金と同額以下、かつ災害死亡等により支払われる保険金が満期保険金の5倍未満であること
- イ.「一時払で保険料を支払う場合」または「初年度に保険料総額の50%以上または契約日から2年以内に保険料総額の75%以上を支払う場合」
- ウ.保険期間等が5年以下、または5年超のものでも契約日から5年以内に解約をした場合

●源泉分離課税額の計算 $\text{源泉分離課税額} = (\text{解約返戻金額等} - \text{払込保険料合計額}) \times 20.315\%^*$

*2037年12月31日までは復興特別所得税が含まれ、20.315%となります。

②その他の提出基準

2015年度税制改正で、「契約者変更が行われた契約」に関する(支払)調書の提出基準等が新たに設けられています。(2018年1月1日以降の契約者変更が対象となります)

対象	対応
死亡による契約者変更が行われた場合	「死亡による契約者変更情報」および「その時点の解約返戻金相当額等」を記載した調書を提出
契約者変更が行われた契約で、保険金等が支払われた場合	「保険金等の支払時における新契約者の払込保険料等」を支払調書に記載

相続税

(相続税額の単位:万円)

遺産総額 (課税価格の 合計額)	一次相続 配偶者と子がいる場合						二次相続 配偶者がなく子がいる場合					
	例: 夫に相続が発生		例: 妻に相続が発生									
	被相続人		配偶者		子		子		子		子	
	配偶者と子1人		配偶者と子2人		配偶者と子3人		子1人		子2人		子3人	
	相続税額	相続税 限界税率	相続税額	相続税 限界税率	相続税額	相続税 限界税率	相続税額	相続税 限界税率	相続税額	相続税 限界税率	相続税額	相続税 限界税率
5,000万円	40	5.00%	10	5.00%	0	0.00%	160	15.00%	80	10.00%	20	10.00%
6,000万円	90		60		30	310	180		120			
7,000万円	160	7.50%	113	6.25%	80	5.00%	480	20.00%	320	15.00%	220	15.00%
8,000万円	235	12.50%	175		137		680		470		330	
9,000万円	310	15.00%	240	12.50%	200	6.25%	920	30.00%	620	15.00%	480	15.00%
1億円	385		315		262		1,220		770		630	
1億5,000万円	920	25.00%	748	18.75%	665	13.75%	2,860	40.00%	1,840	30.00%	1,440	20.00%
2億円	1,670	30.00%	1,350		1,217		4,860		3,340		2,460	
2億5,000万円	2,460	35.00%	1,985	27.50%	1,800	20.00%	6,930	45.00%	4,920	30.00%	3,960	30.00%
3億円	3,460	40.00%	2,860		2,540		9,180		6,920		5,460	
3億5,000万円	4,460		42.50%	3,735	32.50%	3,290	25.00%	11,500	50.00%	8,920	40.00%	6,980
4億円	5,460	4,610		4,155		14,000		10,920		8,980		
4億5,000万円	6,480	45.00%	5,493	36.25%	5,030	32.50%	16,500	55.00%	12,960	45.00%	10,980	40.00%
5億円	7,605		6,555		5,962		19,000		15,210		12,980	
6億円	9,855	50.00%	8,680	41.25%	7,838	33.75%	24,000	50.00%	19,710	50.00%	16,980	45.00%
7億円	12,250		10,870		9,885		29,320		24,500		21,240	
8億円	14,750	55.00%	13,120	42.50%	12,135	42.50%	34,820	55.00%	29,500	55.00%	25,740	45.00%
9億円	17,250		15,435		14,385		40,320		34,500		30,240	
10億円	19,750	55.00%	17,810	46.25%	16,635	42.50%	45,820	55.00%	39,500	55.00%	35,000	50.00%
50億円	129,145		125,380		121,615		265,820		258,290		250,760	
100億円	266,645	55.00%	262,880	55.00%	259,115	55.00%	540,820	55.00%	533,290	55.00%	525,760	55.00%

「限界税率」とは、課税対象となる金額に掛ける最高税率のことで、生前贈与検討時に贈与税率と比較し、贈与の効果を確認する際に使用します。

解説

〈相続税〉※「遺産総額」は基礎控除額を差し引く前の課税財産の合計 ※相続財産を各相続人が法定相続分で取得したものとして算出 ※相続開始前7年*以内の贈与はなく、税額控除等の適用はないと仮定 *相続

開始前に暦年課税贈与があった場合の相続財産に加算する生前贈与の期間が、2024年1月1日以降の贈与が3年から7年に延長されました。延長した4年間に受けた贈与については贈与合計額から100万円を控除

した残額が相続財産に加算されます。※配偶者ありの場合の相続税限界税率は一次相続・二次相続を考慮した場合の限界税率を表示。なお、配偶者固有の財産はないものと仮定 ※相続税額は相続人全員で支払う総額です(贈与

贈与税(暦年課税)

(贈与税額、控除額の単位:万円)

年間受贈 財産額 (基礎控除前)	特例贈与財産*1			一般贈与財産*2		
	贈与 税額	贈与税 税率	控除額	贈与 税額	贈与税 税率	控除額
110万円	0	0%	0	0	0%	0
120万円	1	10%	0	1	10%	0
310万円	20			20		
410万円	35	15%	10	35	15%	10
510万円	50			55		
710万円	90	20%	30	115	30%	65
1,110万円	210	30%	90	275	40%	125
1,610万円	410	40%	190	500	45%	175
3,110万円	1,085	45%	265	1,250	50%	250
4,610万円	1,835	50%	415	2,075	55%	400
4,710万円	1,890	55%	640	2,130		

■ 本資料に関するご留意点

- この資料は2024年4月1日現在の法令・税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取扱を記載しております。諸条件により本資料の内容と異なる取扱がなされる場合がありますので留意ください。
- 対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。
- この資料は、情報提供を目的として作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。
- この資料の内容は作成日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- この資料は、SMBC信託銀行が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- この資料のデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。
- この資料に記載しているインデックス等の知的所有権その他の一切の権利は、その発行者・許諾者に帰属します。
- 投資の最終決定はご自身でご判断願います。
- この資料でご案内するしくみ図は、SMBC信託銀行が取扱商品の主な特徴・商品性等をもとに表示したイメージであり、実際に商品に投資した場合と、特徴・商品性は異なります。また、将来の運用成果等を保証するものではありません。
- この資料でご案内する商品には、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生じるリスクがあります(リスクの詳細は商品毎に異なります)。また、購入・保有・解約等にかかる手数料は商品毎に異なりますので表示することができません。
- 各商品のリスクや手数料等については、各商品の説明書等でご確認ください。説明書等は、窓口にてご用意しております。
- お客さまの個人情報の利用目的について
SMBC信託銀行は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、お客さまの個人情報を、預金や融資業務のほか、銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務において、下記利用目的で利用いたします。

金融商品やサービスの申込受付、資格等の確認、継続的なお取引における管理、融資取引やリスク商品等の適合性の判断、金融商品やサービスの研究や開発、各種ご提案、お取引の解約や事後管理、権利の行使や義務の履行、与信業務における個人信用情報機関の利用、委託業務の遂行、店舗・ATM等の保守運用および安全管理等、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

なお、個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報、ならびに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに定められた機微(センシティブ)情報は、銀行法施行規則第13条の6の6ならびに同条の6の7に基づき限定されている目的以外では利用いたしません。

また、SMBC信託銀行では、利用目的について、お客さまご本人にとって明確になるよう具体的に定めるほか、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用するなど、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。

■ P.3～P.4参考資料

〈出所〉

- トピックス…日本経済新聞社ホームページ(<https://www.nikkei.com/>)、20世紀年表(毎日新聞社)、新訂版 昭和・平成史年表(平凡社)
- 首相…首相官邸ホームページ(<https://www.kantei.go.jp/>)
- 米国大統領…歴代アメリカ大統領百科(DK社)
- 経済指標…円/ドル相場・公定歩合・政策金利:日本銀行ホームページ(<https://www.boj.or.jp/>)、日経平均:日経平均プロフィールホームページ(<https://indexes.nikkei.co.jp/nkave>)、消費者物価指数:総務省統計局 消費者物価指数(<https://www.stat.go.jp/>)
- 物価…小売物価統計調査20年報(総理府統計局)、小売物価統計調査10年報(総務庁統計局)、総務省統計局 小売物価統計調査(<https://www.stat.go.jp/>)
- 世相・流行…20世紀年表(毎日新聞社)、新訂版 昭和・平成史年表(平凡社)、増補新版 現代世相風俗史年表 昭和20年(1945)～平成20年(2008)(河出書房新社)、昭和・平成家庭史年表(河出書房新社)、SMBCコンサルティングホームページ(<https://www.smbc-consulting.co.jp/>)、日経クロストrendホームページ(<https://xtrend.nikkei.com/>) ※写真:毎日新聞社提供

〈算出方法〉

- 日経平均…日経平均株価(225種)、各年12月末終値(小数点以下四捨五入)
- 円/ドル相場…インターバンク相場、各年12月末終値(小数点以下四捨五入)
- 公定歩合…数値に変更があった場合は、該当年最後に発表された数値(1年を通じて、前年同様の数値の場合は同じ数値で表示)
- 政策金利…無担保コール翌日物金利、各年12月最終営業日の日次平均値
- 消費者物価指数…2020年を基準値100とした総合指数、各年平均値
- 物価…札幌市、東京都区部、名古屋市、大阪市、福岡市の5都市の平均値を推計(小数点以下四捨五入)。ただし、1990年以降の新聞代は全国統一価格(全国紙、朝夕刊、1ヵ月)、大学授業料は、北海道、東京都、愛知県、大阪府、福岡県の5都道府県の平均値を推計(小数点以下四捨五入)。